

青森県における清涼飲料水の製造と普及(4) 明治40年代

増田公寧¹⁾

Development of Carbonated Drink Producing Business and Popularization of Carbonated Drinks in Aomori Prefecture, Northern Japan(4)

MASUTA Kimiyasu

Key Words : 清涼飲料水、ラムネ、サイダー、佐野仙之助、横井與吉、近代水道

要旨

本稿では、明治40年代の青森県内における清涼飲料水の普及の経緯を明らかにし、そのデータをもとに日常生活における飲料水の意味や価値の変化について観察した。

すでに「県産ラムネ」が普及していた明治30年代末、県外メーカーの「サイダー」が移入されるようになった。メーカーや銘柄の多様化とともに、オレンジ、ジンジャー、シトロンなど味のバリエーションも生まれた。これに刺激を受け、明治40年代以降は県内各地で「県産サイダー」が製造されるようになった。清涼飲料水の生産増に伴い、清涼飲料水を扱う小売店の数も急増した。利用の場面にも変化があった。すでに普及していた県産ラムネは日用の飲料だったが、明治40年代に新たに登場したサイダーは、より高級な飲料として①祭りやイベント、②遠足や旅行、③懇親会や同窓会、といった社交の場、あるいは贈答の場で用いられた。加えて療養の場面でも用いられた。

明治42年には青森市に近代水道が開通した。それは長年の懸案であった飲料水の問題を限定的に解決するものであったが、同時に飲料水の入手にまつわる社会性や共同性を不可視化し個別化することにもつながった。ボトルングされた清涼飲料水の利用は、利用形態からみればその状況に拍車をかけるものであった。しかし、社交の場において、瓶詰めサイダーという可視化され共有された一つの「水源」から各々のコップに飲料水を分配することには、飲み水の入手にまつる共同性を回復し、人々の社会的紐帯を再確認させる象徴的な作用もあった。

はじめに

1 サイダーの移入

1-1 サイダーとは

1-2 日本におけるサイダーの歴史

1-3 他県産サイダーの移入と販売

(1)地場産発売前(明治30年代以前)

(2)地場産発売後(明治40年代以降)

2 県産サイダーの製造

2-1 県産サイダーの製造と発売

2-2 県内各地におけるサイダー(及びラムネ)の製造開始

2-3 品質向上への取り組み

(1)粗悪品の製造と摘発

(2)業者の対策とPR

①製造技術・設備の改善

②原料の精選

③蒸留水の使用

④長期貯蔵性のPR

3 サイダーの販売

3-1 販売

(1)販売店と取り扱い品目

(2)小売価格

(3)容器・通箱

①サイダー瓶

②サイホンラムネ

③サイダー箱

3-2 清涼飲料水の売れ行き

(1)地場産サイダー・ラムネ

(2)県外産サイダー・ラムネ

4 サイダーの利用

(1)消費の場面

①祭り・イベント、夕涼み

②旅行・遠足

③懇親会・同窓会

④療養

(2)贈答の場面

5 上水道の整備と清涼飲料水

5-1 用排水と衛生

5-2 明治40年代の青森市における飲料水事情

5-3 上水道の整備

(1)青森市における水道完成までの経緯(概要)

(2)その他の市町村における上水道

まとめ

1) 青森県立郷土館主任学芸主査 〒030-0802 青森市本町二丁目8-14

はじめに

我が国における清涼飲料水の来歴をテーマにした代表的書物に『日本清涼飲料史』(阿部栄次郎編,1975)がある。しかし同書は資料集というべきもので、通史ではない。また青森県に関する記述は、ほぼみとめられない。本県の清涼飲料史を扱う書物は、管見では『青森市史』産業編(倉倉弥八,1958)における「清涼飲料水製造業」の一節に限られる。ただしその記述内容については検証が必要である²⁾。このように、本県の清涼飲料史は、一定の見通しが得られる状態になく、まずは資料の発掘と事実の検証から始める必要がある。

民俗学においては、例えば近年刊行された『民俗小辞典「食」』(新谷尚紀ほか編,2013)のなかで「清涼飲料」「炭酸飲料」が立項されている³⁾。そこでは、飲食という行為(清涼飲料水の利用)に視点を置き、人々と清涼飲料水との関係性の動態をさぐることで、清涼飲料水の意味を明らかにしようとする態度が示されている。さかのぼって、柳田國男は『明治大正史 世相篇』(1931)において、飲み水に恵まれた日本でありながら「清涼飲料水」(砂糖水)が用いられるようになった理由を次のように述べている。「我々の飲食も一様に砂糖勝ちになって来た。下戸と上戸の酒餅優劣論なども、知らぬ間に酒と甘い物との競争になってしまった。日本は概して飲水の清涼なる國として知られて居るのに、別に清涼飲料といふものが盛んに用いられるのも、主たる動機は愛にあつたらしい。即ち一方の饅頭の酒と對抗して、此方は饅頭の砂糖水を飲まうといふのである」。つまり、飲食が砂糖がちになるにつれ、「酒か餅か」の構図が、「酒か砂糖水(清涼飲料水)か」の構図に置き換わったためだといふのである⁴⁾。また、渋沢敬三編『明治文化史』第12巻生活編(1954)では、第三章「飲食と生活」(宮本常一執筆)の中に「清涼飲料水」が立項されている。そこでは、清涼飲料水の「元祖」として氷水、麦湯、飴湯が挙げられ、ラムネやサイダーの製造にまつわる歴史的経緯だけではなく、販売と消費についても触れられている。それによると、ラムネの需要はまず、官僚や軍人などの新しい職業人によって興り、戦地には夥しい数のラムネが戦地に送られたという。そして、ラムネが安価であることで一般へ普及したが、塩の回収の必要上、流通範囲が限られていたのに対し、サイダーは王冠栓が用いられるようになったことで販路が広がり、高価であることから上流階級が使用したと述べられている⁵⁾。ここでもまた、消費者、利用者の視点に立った問いの設定が示唆されている。以上のように、民俗学の分野では早くから清涼飲料水と人間との関係を問う場合の視点や課題が示されていた。しかしながら、具体的な調査や研究は進んでいないようだ。

本県ではどうか。『新編 八戸市史 民俗編』(八戸市,2010)にはサイダー工場についての言及がみられるが、単に「存在した」と記述するに留まる⁶⁾。昭和48(1973)年に刊行された『弘前市史 明治・大正・昭和編』(弘前市,1973)では、第二章・第五節「近代文化の移入」二「市民の風俗」(2)「食生活の変化」を民俗学者の森山泰太郎が執筆し⁷⁾、清涼飲料水に触れている。森山は、(弘前市で)「ラムネやサイダーが手広く販売されるようになったのは明治の末で」あつたと記す⁸⁾。そして具体的なブランドとして「金鷄印(西谷)」「朝日印(佐野)」「青森ラムネ」の3者を挙げる。しかし、「金鷄印」というブランドは存在しない。西谷のブランドは「金鷄印」である⁹⁾。約30年ぶりに新たに編纂された『新編 弘前市史 通史編4(近・現代1)』(弘前市,2005)第二章・第六節「弘前公園の開設と市民生活」二「世相と市民生活」の文面と内容は、執筆者名として森山とは別人の名前が記載されているが、『弘前市史 明治・大正・昭和編』で同氏が30年前に執筆した文章が、多少の主述の入れ替えや小見出しの削除を除けば、全体にわたってほぼそのまま使われており(にもかかわらず森山が執筆者とされていないことも不可解だが)、やはり「金鷄印(西谷)」と記されている。清涼飲料水をつくり、用いるという営みは、本県において120年以上¹⁰⁾の長きにわたり伝承されてきた郷土の生活であるにも拘わらず、既刊の自治体史等における言及は乏しく、記述内容についての検証も進んでいない。

考古学の分野では、近年、清涼飲料水の容器(ガラス瓶)を対象とした研究や、その成果に基づいた博物館の特別展示が本県でも行われている¹¹⁾。今後はより学際的に調査や研究が行われ、情報が充実していくことが期待される。

我々にとって清涼飲料水とは何かというテーマを、どのような学問の方法や視点で扱うにしても、まずはその製造や利用にまつわる歴史的な経緯を明らかにする必要がある。それは、本稿を含むシリーズの目的のひとつである。2021年の拙稿では明治30(1897)年創業¹²⁾の「佐野商店」(佐野仙之助)が本県における清涼飲料水製造の先駆者である可能性を示した¹³⁾。また2022年の拙稿では、地場産清涼飲料水が製造される前の時代、すなわち函館からの移入に頼っていた明治20年代の状況を確認した¹⁴⁾。更に、2023年の拙稿では、清涼飲料水製造業者が次々と現れ、地場産清涼飲料水が県民に普及してゆく明治30年代の状況を確認した。同時に、清涼飲料水の意義を飲料水事情との関わりにおいて需用者と生産者の両視点から検討した¹⁵⁾。

本稿では上記に続く明治40年代(1907-1912)の状況を確認する。まず、当時の資料を製造(2章)、流通(3章)、消費(4章)の3つの視点で整理して、歴史的文化的な事実を確認する。次に、消費の中心であった都市のひとつである青森市における近代水道の開通(明治42年)に伴う、清涼飲料水を含めた「飲料水」に対する意味(価値)や、その利用方法、利用機会の変化について検討する。

なお、「清涼飲料水」とは、現在では酒精飲料や乳性飲料を除くソフトドリンク全般(飲料水、炭酸飲料、果実飲料、スポーツ飲料、保健飲料、茶系飲料)を含むが、この用語がはじめて出現した明治33(1900)年の清涼飲料水営業取締規則(内務省令第30号)においては、炭酸飲料を中心とする限定的な概念であった。更にそれ以前、明治32(1899)年の青森県令第十二号では「沸騰飲料水」という用語がこれに相当し、炭酸飲料を意味した¹⁶⁾。本稿でいう「清涼飲料水」とは、主に炭酸飲料である。

本稿執筆にかかる県内外の資料調査・資料収集・聞き取り調査は、すべて勤務時間外・私費によっておこなったものである。

1 サイダーの移入

明治30年代に引き続き、明治40年代にも新たに青森県内各地でラムネの製造を始める者があらわれた。また、サイダーは遅くとも明治30年代末には県外から移入されていたが、明治40年代以降は県内でもサイダーが製造されるようになった。

1-1 サイダーとは

『日本清涼飲料史』の記述によれば、サイダーとは、もともとイギリスなどにおけるリンゴ果汁の発酵性飲料を指すものであった。現在、日本で一般にシードルと呼ばれているものがこれに相当する。一方、日本におけるサイダーは、リンゴ果汁から作ったシャンパン酒(シャンパンサイダー)を模したもので、炭酸水に砂糖、枸橼酸(または酒石酸)、リンゴエッセンス(香料)を加えてカラメルで着色したもの(少量のリンゴ果汁、白葡萄酒を加える場合もある)であった¹⁷⁾。ノース・レー商会がリンゴとパインアップルの香料を調合して「シャンペンサイダー」の原料(香料)を発売し¹⁸⁾、清涼飲料水製造者はこの香料を買ってサイダーを製造した。「リンゴにパインアップル」というこの組合せがサイダーの味(香料)の基本となり、その後、両者の配合具合を変えることによって¹⁹⁾、各製造家が差別化を図り、独自性を演出するようになっていった。いっぽうラムネはレモネードに由来し、レモン風味を基本とするものだが、レモン味でなくてもラムネ瓶に詰められた炭酸飲料をラムネと称している²⁰⁾。

1-2 日本におけるサイダーの歴史

東京清涼飲料水同業組合の『業界回顧史』によれば(明治24年ころの話として)、「一体『ラムネ』と云ふものは、どちらかと云ふと、下級の労働者が飲んだもので、上流中流の階級のものには口にしなかつた」²¹⁾という。「下級の労働者」が主な利用者であるがゆえに売り掛け金の回収が困難であったり、現金では値を叩かれたりするため、利益に繋がらないという事情があった。そのため、「この難関を切り抜けるには、どうしても上流社会に売れて行くものを造つて、その社会の金を得ると云ふ様にしなければならぬ」(同書)²²⁾という動機が生まれた。そもそも、サイダーは明治初期から製造販売されていたが、値段が高いためラムネのように一般に広まっていなかった。いわゆる「高級品」として、ターゲットは上流社会に向けられた。「高価のため上流家庭に飲用せられた」²³⁾、「贈答品として適当」(『東奥日報』)であるというイメージが形成された。

サイダーが本格的に売れ始めるのは、明治32(1899)年に金線サイダー(秋元巳之助)、明治36(1903)年に軍艦印サイダー(山本染之助)などが発売され、明治37(1904)年に王冠栓が用いられるようになってからであるという。その後、現在もよく知られている三ツ矢サイダーが明治38～42年頃に発売された²⁴⁾。

明治28(1895)年に開催された第四回内国勸業博覧会では、第二十五類製造飲食品のなかで「其六 砂糖、菓子、飴、砂糖漬、菓膏(ジャム)、麵麴(パン)其他食料及飲料」[括弧及び括弧内の語句、傍線は筆者加筆]としてまとめて立項されていたが、明治36(1903)年に大阪で開催された第五回内国勸業博覧会(以下第五回内国博)の出品部類目録では、第五部 化学工業 第二十類 化学製品に「人工飲料」が独立して立項された²⁵⁾。人工飲料とはすなわち清涼飲料水のことであり、清涼飲料水がひとつのジャンルとして公的にも認知され確立されたことを示しているといえる。このことは、下表1に示す「人工飲料」の出品点数、出品人員および受賞者数、品目細目別出品点数から窺い知ることができる²⁶⁾。「人工飲料」にサイダーという名称がみられない理由として、ラムネに比べて一般的に認知されていなかったことと、勸業博覧会においては、同目録の第二十一類 醸造品に「『サイダー』其他果酒」の立項がみられる²⁷⁾ことが示すように、「サイダー」といえば現在でいうところの「シードル」(発泡性林檎酒)を意味する言葉であったことが考えられる。

表1 人工飲料(清涼飲料水)出品数等²⁸⁾

出品点数	出品人員	受賞者数
86(74種)	60	17

表2 人工飲料(清涼飲料水)品目別出品点数²⁹⁾

品名	種数	点数	品名	種数	点数	品名	種数	点数
炭酸水	21	26	蜜柑原液	1	1	覆盆子液	1	1
ラムネ	17	18	濃厚葡萄液	1	1	紅梅液	1	1
機械製氷	3	4	イチゴ水	1	1	林檎水	1	1
鉱泉	3	3	ジンジャーエル	1	1	林檎蜜	1	1
蜜柑精	1	3	リモナーデ	6	7	梨子蜜	1	1
レモン精	1	3	蜜柑水	6	6	柑美水	1	1
ボンヌ	2	2	サーサベラ	1	1			
蜜柑湯	1	1	ユヅ原液	1	1	合計	74	86

この品目別出品点数(以下括弧内数字)を府県別にみると、京都府(16)を筆頭に、兵庫県(14)、大阪府(12)、愛知県(8)、東京府(7)の順で、東北地方からは唯一秋田県から1点が出品されるに留まり、また残念ながら入賞していない³⁰⁾。審査報告で特に言及されているものは「炭酸水」と「ラムネ」の2品である。最も出品数が多いものは炭酸水で、「右出品中最も重要ナルモノハ炭酸水ナリ」と述べ、海外では夙に衛生飲料として欠くべからざるものとなっており需要も多いことから、産額の多くが海外輸出であり、内地での消費額が少ないことを指摘している。一方「ラムネ」は出品物を検査したところ、「多クハ有害性金属ノ反応ヲ呈シ中ニハ特ニ顕著ナルモノ少ナカラズ」と述べて、改良の必要を説いている³¹⁾。

このように、サイダーが本格的に売れ始めるようになったとされる明治30年代後半にあっても、サイダーは清涼飲料水の一品目として認識されてはいなかったと考えられる。ちなみに、第五回内国博において「サイダー」の名称を以て品目として挙げられている発泡林檎酒(シードル)の出品点数等は、表3のとおりである。比較のために記す³²⁾。

表3 発泡林檎酒(シードル)の出品点数

	開催年	西暦	出品点数	出品人員	受賞者数
第四回内国勸業博覧会	明治28年	1895年	30	19	10
第五回内国勸業博覧会	明治36年	1903年	51	48	0

1-3 他県産サイダーの移入と販売

本県で地場産のサイダーが製造されるのは明治40(1907)年である。そこで、同年を画期として、(1)地場産発売前(明治30年代以前)、(2)地場産発売後(明治40年代以降)に分けて、他県産サイダーの動向(移入および販売)について確認する。

(1)地場産発売前(明治30年代以前)

他県産のサイダーが、明治30年代にどの程度青森県内に移入されていたかについてはつまびらかでない。筆者が目下確認できた情報のうち最も早い事例は、明治39(1906)年の青森市内における「金線サイダー」の発売である³³⁾。遅くともこの年までには青森県内でサイダーが販売されていたといえる。

当時の金線サイダーの小売価格は2合瓶で15銭、「飲料水中最も好評あるは金線印シャンプンサイダーにて他の飲料水の如く刺戟することなく調和し且つ芭蕉の実[筆者注:バナナ]の芳香あたりを薫する所最もす賞するに堪へたり」と当時の『東奥日報』で報じられている。民俗学者の森山泰太郎の述懐によれば、弘前市でバナナが店先に並んだのは大正時代の初期であったという³⁴⁾。それより更に遡る明治39(1906)年であれば、バナナはまさに「珍果」であったと考えられる。新聞記者は、この「金線印シャンプンサイダー」にこれまで味わったことのない新しい風味を感じたようである。また、当時の金線サイダーには王冠栓が用いられていたことも、新鮮でハイカラな印象を与えたと思われる(明治36年まではキルク栓であった)³⁵⁾。

本県で、ソーダ水やビールが夏の飲み物として販売されるようになったことが確認できるのも、この頃である。明治37(1904)年に「マシマロ」や「バナナ」(菓子名)、ガム、ドロップスなど舶来の珍菓やウイスキーなどとともに、「ソーダ水」が進物用として販売されている(青森市大町・野崎商店)³⁶⁾。『民俗小辞典 食』によると、「日本ではじめて紹介されたソーダ水」は、明治35(1902)年に銀座・資生堂のソーダファウンテンであったという。都会の流行は時を経ずして本県にも次々と流入した。30年代末には「札幌炭酸水」も販売されている³⁷⁾。

一般家庭に冷蔵庫(今でいう氷冷蔵庫)が普及していない時代、冷たいおいしさを味わうには氷が必要であった。明治30年代当時、食用にふさわしい良質の天然氷は、青森ラムネ製造合資会社の横井與吉(横井商店)に加え、小林周次郎(小林氷室)らによって函館産の「函館氷」が移入販売されていたので³⁸⁾、冷蔵庫がなくても、コップに氷を入れて飲料を注げば、冷えたサイダーを嗜むことは可能だった。食用氷もサイダーも高価であったが、特別な日や来客時などの場面で、氷を入れたコップにサイダーを注ぎ、冷たいおいしさを楽しむことができた。ただし一部の家庭や特定の機会に限られていたと考えられる。

(2)地場産発売後(明治40年代以降)

明治40年代には、県産のサイダーが製造されると同時に、県外、とくに東京からさまざまな銘柄のサイダーが移入されていた。その背景として、明治37(1904)年にサイダーに王冠栓が採用され、遠方への流通が容易になったことが挙げられる。本県では、王冠栓登場から2年後の明治39(1906)年に、当時の大手である「金線サイダー」の広告が現れ、続く明治40年代になると、さまざまな県外産サイダーの広告が見られるようになる。明治40年代に県内で販売された県外製品はp.77～p.80のとおりである。

一方ラムネは、明治30年代以前には函館産が移入されていた時期もあったが、地場産ラムネの製造が始まってからは、遠方からの移入は報じられていない。移入される機会は相当減少したと考えられる。理由はふたつ挙げられる。①ラムネは玉栓であり、長期の保管と移動には向かないこと、②瓶を回収する必要性から、商圏が製造家の所在地近隣に限られていたこと、である。ラムネの製造と流通はほぼ地産地消となった。

〈移入販売年※〉 商品名 製造販売元／青森県内の取扱店

※ただし、地元紙39)上で発売が確認できる年(商品そのものの発売年ではない)。

〈明治40年〉

箱根鉱泉シャンパンサイダー平野水 (三ツ矢の平野水とは異なる商品)40)

〈明治41年〉

王冠印チェリーサイダー 図1 東京・クラウン商会41)
 王冠印シャンペンサイダー 東京・クラウン商会
 王冠印ジンジャエール 東京・クラウン商会
 サンピンサイダー 横浜・合資会社柳濱商会 横浜・ウエテツドウオター商会42)
 ダイヤモンド印シャンペンサイダー 堺・大塚本店43)
 ダイヤモンド印オレンジサイダー 堺・大塚本店44)
 葡萄液 東京市日本橋区甲斐産商店／大町長谷川商店45)

〈明治42年〉

シトロン46)図2 大日本麦酒会社／青森市内各店、八戸石萬商店、根新商店47)
 三ツ矢サイダー 図3 帝国鉱泉株式会社／大町野崎洋物店(42年)48)、工藤新助・村元定吉(44年)49)
 三ツ矢ヲレンジ 同上
 三ツ矢ジンジャ 帝国鉱泉株式会社／大町野崎洋物店(42年)50)
 旭印 シャンペンサイダー 東京両国・神崎三郎兵衛／大町篠原商店51)

〈明治43年〉

赤線サイダー 東京・紀国堂／青森・東石商店(明治43年)52)
 金線サイダー53)図4 横浜・秋元巳之助 東京・中沢福三郎／八戸・工藤新助(43,44年)、弘前市親方町・関清六(43, 44年)54)
 地球印凱旋シャンペンサイダー 図5 日本製氷株式会社／八戸・近藤文五郎55)
 シトロン 大日本麦酒株式会社／八戸・石萬商店56)

〈明治44年〉

シナルコ57)図6 帝国鉱泉株式会社／八戸・工藤新助58)
 姫印 シャンペンサイダー 神奈川・箱根商会／八戸・檜館合名会社59)

〈明治45年〉

馬蹄印 布引サイダー 神戸・布引鉱泉所／八戸・各雑貨店で販売60)

広告例※

※これらの広告の引用年月は、必ずしも新聞紙上の初出ではない。また、広告の図版は、新聞紙上から印刷のきれいなものを選び、ノイズを除去するなどの加工処理を加えたもので、原著作物の転載ではなく、筆者による二次著作物である。

〈金線サイダー〉 中澤福三郎

金線サイダーの名譽
 第一回全國清涼飲料水品評會
 壹等賞金牌受領
 事實は眞價を語る

金線サイダーは日本サイダー界を開發せる最も尊き歴史と終始一貫せる冠絶せる原料と忠實無双なる製法とに依れるものなるが故發賣以來八年の長時日を経るも未だ嘗て混濁變味したる事なし此れ本品は飲料水としての資格を具備せる者にして且他に比類なき此の美しき歴史を有するは以て天下に呼號する所なり

新工場完成せり

今や新工場完成により殺菌裝置冷却式裝置等飲料水界に於て日本唯一の設備をなしたる金線サイダーはあらゆるサイダーを統一して日本サイダー界の霸王となれり

發賣元 中澤福三郎

特約販賣元 工藤新助

圖1 明治44年7月7日「はちのへ」



図2 明治44年8月25日「はちのへ」

金線サイダーの名譽
 第一回貿易品博覽會に於て
 一等賞金牌受領
 特に長くも
 宮内省賜御買上の光榮

發賣元 東京 中澤福三郎
 特約店 東京 工藤新助

図3 明治43年6月7日「はちのへ」

(左)天下一品 金線サイダー
 飲料界の霸王たる定評ある本品は模範的殺菌装置の設備成り衛生に品質に尤も完全せる事は其筋の証明せらるゝ所なり
 発売元 東京横浜 中澤福三郎

(右)金線サイダーの名譽
 第一回貿易品博覽會に於て一等賞金牌受領 特に長くも宮内省賜御買上の光榮
 発売元 横浜東京 中澤福三郎
 特約店 工藤新助

〈王冠印チェリーサイダー〉 青沼商会

謹告 滋養的四季飲料として紳士淑女間に歓迎せらるゝ処のサイダ類の儀近時製品続出恰かも群雄割拠の形勢に有之候原料の最善と器械の新式とを以て斯界に冠たるクラウン商会と契約左記の通り販売仕候に付ては実質と価格とを篤と御吟味被遊候上多少に不関御用命の程偏に奉懇願候



滋養的四季飲料として紳士淑女間に歓迎せらるゝ処のサイダ類の儀近時製品続出恰かも群雄割拠の形勢に有之候原料の最善と器械の新式とを以て斯界に冠たるクラウン商会と契約左記の通り販売仕候に付ては実質と価格とを篤と御吟味被遊候上多少に不関御用命の程偏に奉懇願候

一 チェリーサイダ
 一 シャンペンサイダ
 一 ジンジャエール
 一 外各種

追テ特約御申込は至急願上候
 登録商標 王冠印サイダ ビーフセーキ
 発売元 青沼商会

〔図柄広告〕
 衛生四季飲料 人は武士 花は櫻 シャンペンサイダは王冠印
 製造元 大日本東京 クラウン商会
 発売元 東京下谷区西町二 ⑦ 青沼商会

図4 明治41年5月1日「東奥日報」

〈ダイヤモンド印シャンペンサイダー〉 大塚本店

ダイヤモンド印シャンペンサイダは最も精撰の原料を以て作られたりオレンジサイダは甘味淡泊にして芳香馥郁たり畏れ多くも嘗て帝室の御用命を蒙りたる好飲料水

大坂堺市 大塚本店
 青森県一手販売所 合資会社
 青森柳濱商会

ダイヤモンド印サイダー
 銘酒 菊泉 特約販売
 洋酒、缶詰、鯉節、油菓子、洋菓子、上萬印醤油、七九半紙、宇治銘茶其他日用品

青森市大字柳原 合資会社青森柳濱商会

▲ダイヤモンド印サイダー
 特約販売
 青森市大字柳原
 合資会社 青森柳濱商会

最も精撰の原料を以て作られたり
 オレンジサイダは
 甘味淡泊にして
 芳香馥郁たり

畏れ多くも嘗て
 帝室の御用命を
 蒙りたる好飲料水

青森市大字柳原 合資会社 青森柳濱商会

図5 明治41年7月22日「東奥日報」

Sinalco
(コルナシ)

世界に於ける
専賣飲料

アルコールを
含まず

御用達
遠州一
元造製
社會式株

宮内省
及水野平
三ツ矢
泉鏡國帝

助新藤工 店約特
番〇登話電

図10 明治44年9月1日「はちのへ」

(左)Sinalco(シナルコ) 世界に於ける専賣飲料 アルコールを含まず
宮内省御用達
三ツ矢平野水及三ツ矢サイダー製造元 特約店 工藤新助 電話壱〇番

〈地球印 凱旋シャンペンサイダー〉 日本製氷株式会社

景品付 大売出し
宮内省御用達
地球印
凱旋シャンペンサイダー

製造元
日本製氷株式会社
同新榮町サイダ部
特約発売元
〇文 近藤文五郎
陸奥八戸十三日町
電話 百〇二番

景品付
大賣出し

宮内省
御用達

地球印
凱旋シャンペンサイダー

製造元
日本製氷株式会社
同新榮町サイダ部

特約發賣元
〇文 近藤文五郎
陸奥八戸十三日町
電話 百〇二番

近藤文五郎

図11 明治44年5月4日「奥南新報」
(八戸町 近藤文五郎)

シトロン

本年改良の
シトロンは
非常に結構です

是非
試めし
願ひ申

特約大販賣店
八月廿
石萬商店
電話三十三番

図12 明治43年7月10日「奥南新報」
(八戸町 石萬商店)

〈シトロン〉
大日本麦酒株式会社

本年改良の「シトロン」は
非常に結構ですから
是非御試めしを願ひ申

特約大販賣店
八戸廿三日町
石萬商店
電話三十三番

特約品類

銘酒白鹿 倉白酒 朝日ラムネ
麒麟ビール シャンペンサイダー
幽館産水 和洋産品類外品々

辰馬本家商店
石村春松
八戸朝日町

白鹿は品質優秀香味佳良にして滋養分に富み普通一般の最上白鹿ハ一頭地を抜き極めて優等の品なり又御客様方の御使用を計り大勉強を以て「はちのへ」買も致し居候御買求めあり

兵庫縣津西宮町

図13 明治43年5月7日「はちのへ」

和洋小間物
洋酒 鐘詰
殊ニ金線印
シンヒン
サイダーハ

本店カ當地販賣ノ元祖ニ御座候日下續々入荷ニ相成居候間多少不物御用命ノ程奉願上候

弘前市土手町

内海商店

図14 明治40年8月11日「弘前新聞」

その他、地元の商店が主体となって出した広告にも、金線サイダーなどの中央の商品名が挙がっている。左はその一例(詳細は本稿3-1参照)。

2 県産サイダーの製造

2-1 県産サイダーの製造と発売

青森県内でサイダーの製造が始まるのは明治40年代である。現時点で筆者が確認している情報にもとづけば、青森県内で初めてサイダーを製造した者は、「青森ラムネ製造合資会社」(横井與吉、青森市寺町46番地、明治32年創業)であると考えられる⁶¹⁾。明治40(1907)年6月3日付で、同社から「櫻印シャンペンサイダー」が発売された。

青森ラムネ製造合資会社関連資料※

※これらの広告の引用年月は、必ずしも新聞紙上の初出ではない。また、広告の図版は、新聞紙上から印刷のきれいなものを選び、ノイズを除去するなどの加工処理を加えたもので、原著作物の転載ではなく、筆者による二次著作物である。

〈櫻印 シャンペンサイダー〉 青森ラムネ製造合資会社

一 櫻印 四季ノ大王

右原料ハ英国「ロンドン」「ロバート」会社直輸入ノ□^[1字不明]製品ヲ選ビ本社数年ノ経験ト技術ヲ以テ精製シタル衛生上有効ナル好飲料ナレバ□^[1字不明]美味香気ノ能キハ他品ノ及ブ所ニアラズ大方諸君ノ御愛飲御引立アランコヲ希フ

明治四十年六月三日

製造元 青森市寺町 青森ラムネ製造合資会社
弘前市袋町 弘前支社

特約 弘前森町 野村商店
同桶屋町 野村商店
同和徳町 宮本商店

取次販売御望ノ方ハ当社前記ノ特約店ヘ申込ヲ乞フ

売出廣告

一 櫻印シヤベンサイダー

四季ノ大王

右原料ハ英国「ロンドン」「ロバート」会社直輸入ノ□^[1字不明]製品ヲ選ビ本社数年ノ経験ト技術ヲ以テ精製シタル衛生上有効ナル好飲料ナレバ□^[1字不明]美味香気ノ能キハ他品ノ及ブ所ニアラズ大方諸君ノ御愛飲御引立アランコヲ希フ

明治四十年六月三日

製造元 青森市寺町 青森ラムネ製造合資会社
弘前市袋町 弘前支社

特約 弘前森町 野村商店
同桶屋町 野村商店
同和徳町 宮本商店

取次販売御望ノ方ハ当社前記ノ特約店ヘ申込ヲ乞フ

一 櫻印 四季ノ大王

右原料ハ英国「ロンドン」「ロバート」会社直輸入ノ□^[1字不明]製品ヲ選ビ本社数年ノ経験ト技術ヲ以テ精製シタル衛生上有効ナル好飲料ナレバ□^[1字不明]美味香気ノ能キハ他品ノ及ブ所ニアラズ大方諸君ノ御愛飲御引立アランコヲ希フ

明治四十年六月三日

製造元 青森市寺町 青森ラムネ製造合資会社
弘前市袋町 弘前支社

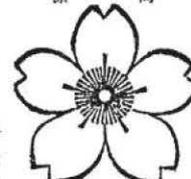
特約 弘前森町 野村商店
同桶屋町 野村商店
同和徳町 宮本商店

取次販売御望ノ方ハ当社前記ノ特約店ヘ申込ヲ乞フ

図15 明治40年7月3日「弘前新聞」

陸海軍御用 商標

製造元



青森市寺町 弘前市袋町

青森ラムネ製造合資会社
弘前支社

函箱五校原産

氷

例年之通發賣仕業間不相變御引立ノ程米願候

特約發賣元

大町 新安方町 浦地町 製治町

横宮奥中山安井本村岡

氷室商店商店商店商店

図16 明治40年7月25日「東奥日報」

陸海軍御用 商標

製造元

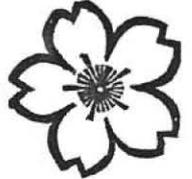


青森市寺町 弘前市袋町

青森ラムネ製造合資会社
弘前支社

陸海軍御用 商標

製造元



青森市寺町 弘前市袋町

青森ラムネ製造合資会社
弘前支社

図17 明治40年7月16日「弘前新聞」

つづいてサイダーを製造したのは、佐野仙之助(弘前市)である。佐野は本県において初めて清涼飲料水(ラムネ)を製造販売しているが、サイダーについては青森ラムネ製造合資会社の発売から約2週間後の明治40(1907)年6月26日に県から製造販売の認可が下りていることから、発売はその日以降であったと考えられる。サイダーの名称は「サンピンサイダー」であった。サンピンサイダーとは、「原料の香料を3種書き出して(中略)3品サイダーとして、製造許可の出願をしたのでそれで漸く許可になった。(中略)此の3品サイダーを仮名で記して、サンピンサイダーと云ふのが洋水舎で売出したサイダーの名称であった。シャンペンサイダーに似よつた処が洒落でなく真面目な事だけに可笑しいと思はれる」と『日本清涼飲料史』に記されるように、洋水舎(東京、鈴木乙松)が明治39(1906)年頃に出願したサイダーの名称である⁶²⁾。サンピンサイダーは当時複数の会社から発売されており、サイダーの代名詞的な商品だったのである⁶³⁾。なお、当時の佐野商店のサイダーは、まだ王冠栓ではなかった。佐野商店で王冠栓を採用するのは大正6(1917)年である⁶⁴⁾。

〈朝日印 サンピンサイダー〉 佐野仙之助商店

明治40年6月26日付 「サンピンサイダー」製造販売認可の通知

指令第一一〇号 弘前市大字代官町四十九番地 佐野仙之助
 明治四十年六月十一日付 サンピンサイダー製造販売願ノ趣認可ス
 明治四十年六月廿六日 青森県知事 西澤正太郎(印)

図21 朝日ラムネ 封緘紙 佐野家蔵



図19 サンピンサイダー ラベル 佐野家蔵



図22 シャンピンサイダーラベル(大正10年以前) 佐野家蔵

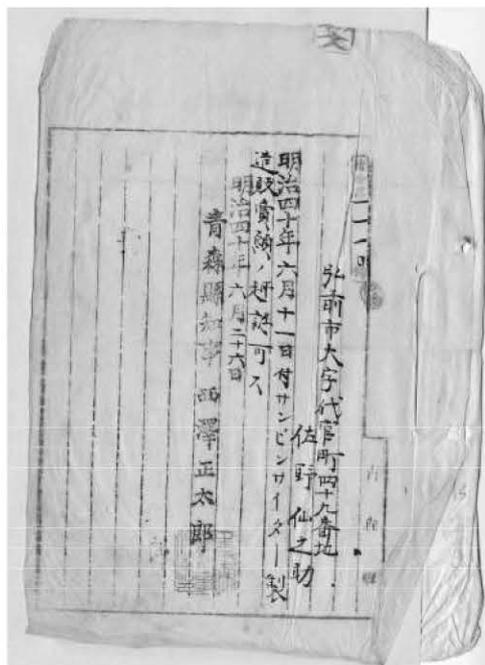


図18 サイダー製造認可書 佐野家蔵
 明治40年6月11日付



図20 朝日サイダー ラベル 佐野家蔵



図23 明治40年8月11日「弘前新聞」

このように、本県におけるサイダーの製造は、青森ラムネ製造合資会社(青森市、横井興吉)と佐野商店(弘前市、佐野仙之助)によって明治40(1907)年に始まった。両者とも明治32(1899)年のほぼ同時期に、本県においてラムネをいち早く製造した業者であったが、サイダーの製造開始もほぼ同時であった。明治40年代初頭、県内各地にはすでに複数の清涼飲料水製造者があったが⁶⁵⁾、青森ラムネと佐野商店は、それらに先駆けて新しい清涼飲料水のジャンルである「サイダー」の製造を開始した。知名度や製造量等の点で県下の清涼飲料水製造業を牽引する2大メーカーの威信をかけた挑戦であったと考えられる。県産サイダーの歴史が幕を開けた。

ところで、本県におけるサイダーの発売は、東北・北海道の他路県に比べても遅れてはいなかったようである。

・**函館** 居留外国人や艦隊の需要から、地場産ラムネの製造では本県よりも10年ほど早かったが、サイダーについては本県より遅れた。明治42(1909)年、函館末広町の今一(今井一右衛門経営)が道外からシャンペンサイダーを取り寄せて販売したところ、ラムネ製造業者は「新清涼飲料水の出現に驚異の目をみはり、[傍線筆者加筆]試飲してみたが原料が何であるか見当がつかない。多分シャンペンが入っているのであろうとシャンペンを態々横浜から取り寄せて製造してみたが全然違う。苦心研究の結果銀線三星シャンペンサイダーを完成」(以下略)⁶⁶⁾したというのだから、明治42(1909)年の時点で函館にはサイダーが流通していなかったと考えられる。「函館に於けるサイダー製造の先駆者」とされる薬剤師の近藤豊氏(鶴岡町十四番地)がサイダーの製造を始めたのも、明治42年頃であったと記される⁶⁷⁾。当時、北海道には王冠が移入されていなかったため、コルクを打ち、飛び出さないように針金でくくりつけていた⁶⁸⁾。

・**仙台** 明治31(1898)年頃ラムネの製造を始めた製造家がサイダーに着手したのは、明治42(1909)年頃であった⁶⁹⁾という。これらの事例から考えると、本県では県産サイダーの製造が他県に劣らず早い時期に始まったようである。前稿⁷⁰⁾でみたとおり、明治30年代を通じて「重要物産」にまで数えられるほどラムネの製造が非常に盛んであり、清涼飲料水製造業に勢いがあったことが、その理由の1つとして考えられるのではないだろうか。

2-2 県内各地におけるサイダー/ラムネの製造開始

青森ラムネ製造合資会社(青森市)、佐野仙之助(弘前市)に続いて、県内各地で清涼飲料水製造業が新たに興り、サイダーやラムネが製造されるようになった。この業界ではまずラムネ製造から創業し、次いでサイダーを始める者が多かった。

この頃のラムネの製造の特徴を列記する。①季節性の生業 『諸種営業実地商業案内』(1905、以下『商業案内』)をみると、営業は6月初旬から9月下旬で、「季節が短いだから、この間に於て、殆んど一ヶ年分の生活費を得る覚悟」が必要だと述べられている。冬季はたいてい焼き芋や水菓子を商うとも記されるが、この点について本県にも当てはまるか不明である⁷¹⁾。『青森県名鑑』(1917)によると、青森ラムネ製造合資会社では、夏場は「櫻印ラムネ」その他の清涼飲料水を製造していたが、冬は「櫻印石蠟」を製造していた⁷²⁾。②工場兼店舗で製造と小売りを兼ねる 『商業案内』にも、製造の傍ら小売りするのが一般的であるため、工場の場所は繁華な所がよいと記されており、佐野仙之助や青森ラムネはいずれも青森市大町という繁華街に工場兼店舗を構えていた。③氷販売を兼ねる 『商業案内』には卸先として市中の各氷店と特約する必要性を述べている。佐野仙之助も青森ラムネも、自ら製氷または氷卸小売に関わっており、ラムネの「冷たいおいしさ」を引き立てるためには、家庭用冷蔵庫のないこの時代、清涼飲料と氷は切り離せないものだったと考えられる。④刺激の強さ ラムネの材料は重曹と砂糖だが『商業案内』には、「東京人士の如き刺戟の強きものを好むものは、寧ろ下等の重曹を用ゐるのが普通である」と記される。本県でも炭酸の刺戟の強いものが好まれることから、あえて「下等の重曹」を用いたかもしれない。しかし現在残っている佐野仙之助、岩谷長之助などのレシピには重曹の文字はあるものの、種類(等級)までは記録されていない。

その他、『営業案内』によれば、当時のラムネ1本の原価は1銭3厘、卸値2銭で1本あたり7厘の利益。1日200本で1円40銭、1ヶ月で42円の利益となるとする。経営上のリスクとしては、貸し倒れのほか、しばしば製造時に瓶の破損(破裂)があり、また配達により瓶の紛失が考えられる。瓶代は1本4銭であった⁷³⁾。

〈明治41年〉

黒石町 岩谷ラムネ製造所 岩谷長之助 富士ラムネ

南津軽郡黒石町では、明治41(1908)年5月、黒石町で米穀商を営む山長・岩谷長之助が岩谷ラムネ製造所を創業し「富士ラムネ」を製造販売した⁷⁴⁾。

当時の黒石町は、『南津軽郡是全』によると「戸数一千三百人口七千余ヲ有シ(略)土地高ク水清ク(略)旅客ハ勿論貨物ノ運輸頻繁ニシテ郡内最繁盛ノ地」⁷⁵⁾であり、南津軽郡における政治・経済・文化の中心地であった⁷⁶⁾。また同書によると、明治42(1909)年の南津軽郡下の農工商戸数1039戸のうち、商工業の専業が496戸、農家を含めて商工業に何らかの形で関わっている兼業を含めると747戸にもものぼり(ただし数値は参考値)、当時の黒石町が商工業の町であったことがわかる⁷⁷⁾。岩谷長之助により米穀商として創業した岩谷商店は⁷⁸⁾、のちに大正から昭和初期にかけては南黒地区において上位を争う米穀移出量(俵数)を誇るまでになり⁷⁹⁾、荷馬車が「シシマイ」と称する俵詰めの黒石米を一头あたり30俵前後積み込んで、岩谷商店から黒石駅まで運搬したという⁸⁰⁾。津軽米の移出先の第一は北海道であった⁸¹⁾。

進取の気性に富み、商才もあり財力もあった長之助氏は、清涼飲料水製造業という新しい業種に挑んだ。清涼飲料水の製造を思い立った動機を示す文書や証言は岩谷家に伝わっていないが、黒石という町の環境的な要因も働いたと考えられる。「黒石の水果して清き乎、人は言ふ、黒石は美人が多くて水がよい」「飲料水として好適なる」(大正元年の『東奥日報』)と言われるように⁸²⁾、黒石町は清涼飲料水の製造に適した清らかな水に恵まれた土地柄だった。古くから酒造業が盛んであったのも良質な米と清水を併せ持つ町だからである⁸³⁾。前出の子孫によると、大正天皇が黒石を訪れた時に、岩谷家の井戸水を飲料水として差し上げたといひ、岩谷家には皇室からの礼状が残されている。現在も町では井戸水を生活用水として利用する家が多く、岩谷家でも飲み水から洗濯まで、用水の大半を井戸水でまかなっている。

清涼飲料水のブランドには「富士」を冠し、「富士ラムネ」と命名した。子孫によると、富士ラムネの『富士』は、富士山と、津軽富士と呼ばれる岩木山のことを意味し、日本一を目指したいという気持ちから命名したものではないかという。『烏城志』(1913刊、黒石町の案内書)では、黒石町における工業のひとつとして『ラムネ製造業』が立項されている⁸⁴⁾。同書によると「斯地の工業は頗る幼稚なるものにして二十年前[筆者注:明治20年代]も亦今日も殆んど替りなき状態にあるとし⁸⁵⁾、「商業に至りては奥羽線鉄道の貫通せざる以前は、少々股賑なりと雖も、其の以後は年を追ふて衰へ」つつあって、なかでも櫛、生糸[養蚕]、湯葉製造業が衰微の傾向にあると述べる⁸⁶⁾。一方で、「商取引として見るべきものは米穀、菓工品及林檎」であり⁸⁷⁾、なかでも「特筆すべき生産品は唯一の清酒なりとす」と述べて、酒造業を大きくとりあげている⁸⁸⁾。これら従来からの南黒地方の名産に加え、将来性が期待されるものとして特に言及されているものが、ラムネであった。「近年ラムネを製造するものあり、販路年を逐ふて拡張し益々隆盛に趨くものゝ如し」⁸⁹⁾「創業日尚ほ浅きも、富士印ラムネの名声籍甚として四方に伝はり、津軽地方には山村水郭販売せられざる所なし。前途益々有望なりとす」と、黒石の新しい地場産業として、その将来が期待されていた⁹⁰⁾。ラムネの製造は4月から9月にかけて行われ、商圏は主に南黒地域であった⁹¹⁾。

発売当時の「富士ラムネ」の味はどのようなものだったのか。発売から2年後の明治43(1910)年の記録をみると、砂糖、枸橼酸、酒石酸、重曹、香料(パイナップル、レモン)などが使用されているが、配合の分量は不明である⁹²⁾。

関連資料として、清涼飲料水の原料である「砂糖」を入れた大きな甕や、「富士ラムネ製造所」と記された幡、帳簿類が伝わる。これらは現在、子孫が経営する洋品店に展示され、老舗の歴史を伝えるとともに、来店者の目を楽しませている。(サイダーの製造開始については下記明治44年の項を参照)。

青森市浦町 三上嘉之助 蜜柑水 薄荷水

青森市浦町98番戸の三上賀之助が、明治41(1908)年5月8日から清涼飲料水営業許可を得て、蜜柑水・薄荷水などを販売した⁹³⁾。蜜柑水・薄荷水というのは、清涼飲料水営業取締規則で「果実水、薄荷水、及び桂皮水の類」にあたるもので、『日本清涼飲料史』によれば、古くは外国人の手で製造され、明治7(1874)年頃に橋本清三郎(大阪)が日本人として初めて製造したといひ、市場では昭和初期にかけて次第にサイダー、ラムネに次ぐ「三流品」となっていた商品である⁹⁴⁾。明治42(1909)年の夏には「浦町ラムネ製造会社」製造のラムネ廃棄についての記事がみられる⁹⁵⁾。三上嘉之助の会社と同一かは不明。



図25 幡(戦前か) 岩谷家蔵

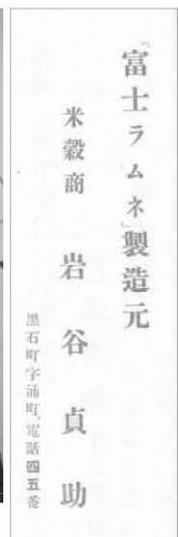


図24 富士ラムネ製造所広告(大正二年) 出典『烏城志』



図26 原材料購入記録(明治43年)岩谷家蔵



図27 砂糖甕(年代不明)岩谷家蔵

〈明治42年〉

青森市葺町 朝日ラムネ製造所 棟方ゑつ サイダー

『工場通覧』(農商務省商工局工務課編,1909)によると、明治42(1909)年12月末の時点で葺町にある朝日ラムネ製造所が「サイダー」の製造をしていたことがわかる。創業は明治35(1902)年4月で、職工男4、女6と記される96)。なお、同店の「朝日ラムネ」は、明治31(1898)年に創業した佐野仙之助の「朝日ラムネ」とは異なる。

三戸郡五戸村 サイダー製造所 岩部傳次郎 サイダー

三戸郡五戸村下澤向21-4の岩部傳次郎が、明治42(1909)年7月にサイダーの製造販売の認可を受け、同地にある3つの井戸を利用してサイダーの製造を始めた。新式の器械と職工3名による小規模な製造ではあるが、「同地方には盛岡に至る迄該種製造所皆無」すなわち、それまで五戸から盛岡まで清涼飲料水製造所がなかったことから販路開拓が期待された。岩部氏は、医術開業試験前期の免許状を所持しており、従来から洋酒や葡萄酒を醸造し、飲料の研究に熱心であったという97)。また、自らサイダーを製造する前から、サイダーの小売りを行っていた98)。

〈明治43年〉

八戸町 元祖朝日ラムネ製造所 松野勇助 朝日ラムネ

松野勇助はそれまで青森市でラムネを製造販売していたが、明治43(1910)年5月3日に発生した大火により類焼したため、八戸停車場付近に移転し、遅くとも同年6月には製造販売を開始した。特約販売所である八戸町朔日町の石村春松商店を中心に、青森市安方町の青山三太、七戸町(石村出張店)、三本木(熊谷商店)、古間木(金崎支店)、五戸町(三浦武彦)、三戸町(誠文堂)、田子村(久慈商店)など県内各地をはじめ、秋田県鹿角の不老倉鉦山(谷地支店)、岩手県福岡町(横田喜代松)まで北東北三県にわたり広範囲に販路を有した99)。なお、松野の「朝日ラムネ」は、明治31(1898)年に創業した佐野仙之助の「朝日ラムネ」とは異なる。

〈明治44年〉

八戸町 石村商店 石村春松 鳳凰印シャンペンサイダー

八戸町では明治44(1911)年4月1日に石村春松によって停車場通りにサイダー製造所が設けられ、英国式の器械を用いて製造したオリジナル商品「鳳凰印シャンペンサイダー」が発売された100)。販売促進のため、発売日から5月15日まで、サイダー1本の買い上げにつき1点の景品を付けるキャンペーンを実施した。景品は12,000本が対象で、その内訳は目覚まし時計30個、反物30反、手ぬぐい1000本、銀世界350袋、朝日サイダー3000本、ラムネ7590本であった101)。また、旧暦3月15日の干潮に合わせて三戸郡鮫村(八戸市鮫町)の蕪島に多くの観光客が訪れるため、同地に売店を特設し、当日は八戸町から鮫港まで、楽隊を先頭に数十流の広告旗を携え、最後尾では女工たちが揃いの浴衣を着てパレードをおこなった。道すがら各小売店にサイダーを御売しつつ、午前11時頃には鮫港に到着し、記念撮影の写真や余興をおこなうなど、盛大な売り出しとなった102)。パレードやキャンペーンの効果によるものか、キャンペーン期間終了前にサイダー12,000本が売り切れる勢いであったという103)。石村商店ではこの年から電話に加入しており、電話での注文(通販)も開始した104)。製造所は八戸停車場前、本社は八戸町朔日町、卸部は八戸町六日町にあった105)。ほかに和洋酒缶詰類、五稜郭産函館水の御小売をしていた106)。



図28 明治44年9月4日「奥南新報」
鳳凰印シャンペンサイダー(石村商店)

鳳凰印 シャンペン サイダー 製造 大賣出し
 弊店 儀此度ホーイ印サイダー 英國ノ機械 及藥品を以て新規製造致し賣廣めの爲め 月一日より五月十五日まで 壹本に付壹点つゝ壹万貳千点大景品附 を以て販賣仕候間 多少に不關御買上被下度券に今回電話も架設候得ば御呼出しの上御用命發賣御付度左すれば持參御用辨可申上又夫れと同時にラムネや水等も此日より販賣仕候間之れも合せて御用命之程 偏に奉願上候 敬白
 陸奥八戸八幡町十五
 朝日ラムネ製造所
 石村サイダー製造部
 石村商店
 石村サイダー販賣部
 電話一〇四番
 陸奥八戸朔日町

図29 明治44年4月16日「奥南新報」 鳳凰印シャンペンサイダー製造大売出し

黒石町 岩谷ラムネ製造所 岩谷長之助 シャンペンサイダー(サンピンサイダー)

岩谷ラムネ製造所では、ラムネに加えて明治44(1911)年からサイダーの製造も始めた107)。岩谷家の文書によれば、このサイダーの名称は「サンピンサイダー」であった108)。図24に「電話45番」とあるが、黒石一弘前間に電信電話が新設されたのが明治41(1908)年、明治44(1911)年には民間利用者22名であった109)。なお翌大正元(1912)年には国鉄黒石線が開通している。

2-3 品質向上への取り組み

前稿で扱った明治30年代は、ラムネブームに乗じた濫造により、業者によっては製造を急ぐあまり製品の質が軽視され、粗悪品すなわち「不良ラムネ」が度々摘発された。製造技術と品質の向上に取り組んだ発展途上の時代であった。同様の傾向は明治40年代も続いた。

(1)粗悪品の製造と摘発

本県の地元紙に掲載された明治40年代当時の日本有数の大手メーカーの広告では、自社製品を「絶対的純良飲料水」「完全無欠の衛生飲料」と自賛し、「彼の坊間にて粗造販売する如何はしき水や、かの壇詰後いくばくならずして変味腐敗する雑サイダー等と自ら同日の論にあらざる」素晴らしい製品であることをアピールしている(明治43年)110)。広告の文面には宣伝上の誇張があるにしても、巷間に不良サイダーがあふれていたであろうことを物語っている。別の広告では、「世間に有振れたる井戸水や水道水に味を付け硫酸と石灰にてこしらへた人造瓦斯を以て製造したラムネ同様の安心して飲む事の出来ない雑品とはテンデ品質が違います」(明治45年)111)、あるいは「水道水、井水は黴菌が居たり、或はすぐに腐りますが三ツ矢は決してその御心配はありません」(明治43年)112)と宣伝する。明治40年代にも、蒸留水を用いず井戸水や水道水を利用した製品があったようである。「最も衛生に適し且つ夏季極めて恐る可き下痢などを起す恐れは決してありません」という文面は、非衛生的な清涼飲料水を飲んで下痢を起こすことがあった、またはあると考えられていたことを示している(明治44年)113)。

青森市内でも不良ラムネがしばしば摘発されている。明治41(1908)年には、柳濱商会のダイヤモンド印シャンペンサイダーについて青森警察署が検査したところ、「諸種の沈殿物及硝子の破片等混入しあるを発見」した。その数は「驚くなかれ一千五六百本ありし由」で廃棄が命じられた114)。同年7月には、青森市浦町の清涼飲料水製造会社が製造した不良ラムネ48本入33箱ほか20本合計1,604本が小売店から引き戻され、すべて廃棄された115)。同じ月には柳原及濱町棧橋付近の小売店16軒から「不良ラムネ」128本が発見され、廃棄が命じられている116)。

弘前市内では明治40(1907)年当時、地場産の清涼飲料水としては朝日印ラムネ、朝日印シャンペンサイダー、桜印ラムネ、桜印シャンペンサイダー、金鷄印ラムネが販売されていたが117)、土手町や百石町4店舗が、「シャンペンサイダー」を無届で販売し、清涼飲料水取締規則違反により、それぞれ20銭の科料に処されている。処分対象には、当時広く名の知られた小売店も複数含まれている118)。同年、同市内各小売店で7月中に不良品として摘発され投棄された数は左枠内のおりであった。更に同年8月19日までに摘発された「不良ラムネ」は2910本にのぼった119)。

3社比較のために、明治39年7月の不良ラムネ摘発数と、明治40年同月の不良ラムネ・サイダー摘発数を積み上げグラフにしたものが図30である。このデータによる限り、佐野仙之助の朝日印製品は格段に不良品が少なかったようである。

〈明治40年7月 不良清涼飲料水摘発数〉	
金鷄印ラムネ	138
桜印ラムネ	140
桜印サイダー	56
朝日印ラムネ	71
朝日印サイダー	9
箱根鉾泉サイダー	2 ※県外産移入品

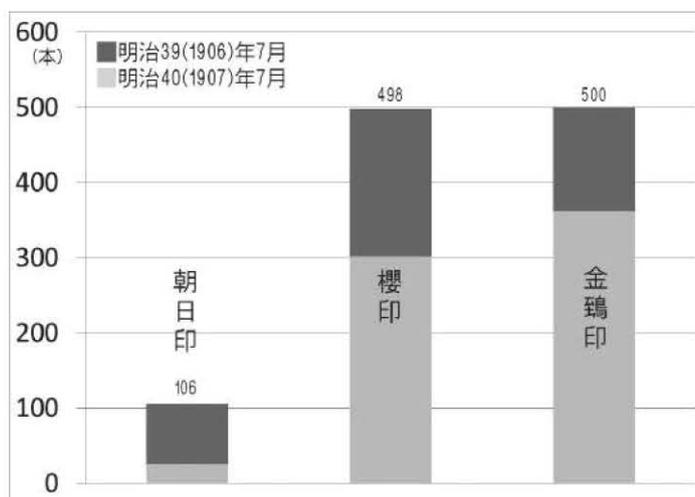


図30 1906年7月・1907年7月 清涼飲料水摘発数(3社比較)

南津軽郡では、黒石町内とその周辺を対象に、黒石警察署が飲食物や飲食器などについて検査した結果、23軒の小売店で、果物やラムネ、サイダー、菓子、パンなどあわせて5円分の食品の廃棄が命じられた(明治43年)120)。

三戸郡では、腐敗したサイダーを店頭に陳列した五戸町の商店が、清涼飲料水営業取締規則違反によって罰金刑に処せられている(明治42年)121)。

以上は腐敗を原因とする「不良ラムネ」「不良サイダー」であり、製造上あるいは保管上の過失によるものであると考えられるが、一方で人体に害のある原料を用いて製造する悪質な製品もみられた。明治41(1908)年に開業した青森市浦町の清涼飲料水製造業者は、蜜柑水と薄荷水に「含有毒素を以て着色したること発見せられ」告発された122)。また移入品ではあるが、「箱根鉾泉シャンペンサイダー平野水」に「塵埃混入混濁防腐剤多量使用等にて其筋の発見する所となり投棄を命ぜられたるもの勘[筆者注:すくなく]ならず」123)と報じられている(同年)。当時の新聞は、度々消費者に注意を呼びかけている124)。地元紙における清涼飲料水関連の記事数をみると、明治36-40年(7-8月)は26件、明治41-25年(7-8月)は25件である。清涼飲料水に対する注目の度合いには大きな変化はみられない。

(2)業者の対策とPR

業者の側も明治30年代に引き続き、新式の器械の導入や、原料水に蒸留水を用いるなどして、衛生に配慮した製品であることをPRした¹²⁵⁾。

①製造技術・設備の改善

「原料の最善と器械の新式とを以て」(チェリーサイダー)¹²⁶⁾、「本社数年ノ経験ト技術ヲ以テ精製シタル衛生上有効ナル好飲料」(櫻サイダー)¹²⁷⁾、「熱帯地方二回航行したるも毫も腐敗変味せず夏期飲料として最も適当なるもの其設備の完全其他衛生上非難すべき点なきを賞賛せり」(三ツ矢サイダー)¹²⁸⁾といった文面からは、製造設備の改善を課題として捉えていた企業の姿勢が窺える。

②原料の精選

「原料ハ英国『ロンドン』『ロバート』会社直輸入ノ□^[筆者注:一字不明]製品ヲ選んで用いている(櫻印サイダー)¹²⁹⁾、「原料の最善と器械の新式とを以て」(チェリーサイダー)¹³⁰⁾、「最も精撰の原料を以て作られた」(ダイヤモンド印サイダー)¹³¹⁾、「天然炭酸瓦斯とその他の構成成分」のため「もともと腐らない水に、また機械の力で十二分に殺菌致したものである(三ツ矢サイダー)¹³²⁾、といった文面から、原料の精選に留意する企業の姿勢が窺える。

③蒸留水の使用

②の原料のひとつともいえる「水」について、特に「蒸留水」の利用をアピールするものが多い。たとえば、「蒸留水を用ひて製造せる 唯一の清涼飲料」(シトロン)¹³³⁾、「蒸留水を用ゆる為め至極衛生に適する」(シトロン)¹³⁴⁾、「蒸留水製」(櫻印ラムネ)¹³⁵⁾、などと蒸留水の使用を強調している。これは明治30年代と同様である。

④長期貯蔵性のPR

永く貯蔵でき腐敗の心配がなく、携帯も便利で「且つ健胃清涼の特効あり衛生状尤も好飲料に適する」(赤線サイダー)¹³⁶⁾、「熱帯地方二回航行したるも毫も腐敗変味せず」(三ツ矢サイダー)¹³⁷⁾などと貯蔵性をPRしている。

3 サイダーの販売

3-1 販売

(1)販売店と取り扱い品目

図31は、明治30年代から40年代の県下における清涼飲料水小売業者数の推移を棒グラフで表したものである¹³⁸⁾。明治30年代半ばから40年代にかけて、業者数が大きく伸びている。

図32は、同期間を対象に、県内主要3市町の清涼飲料水小売業者数の推移を折線グラフで表したものである¹³⁹⁾。明治30年代半ばまでは青森市が比較的多かったが、それ以降は明治40年代にかけて弘前市における小売業者数の伸びと優位が目立つ。

では、どのような製品がどこで売られていたのか。以下に明治40年代の清涼飲料水の小売り店と取り扱い品目の一例を具体的にまとめた。下記は、地元紙『東奥日報』『奥南新報』『はちのへ』『弘前新聞』に掲載された広告や記事から抜粋したものであり、当然ながら流通状況のごく一部に過ぎない。しかし当時、県内産・県外産を問わず、さまざまなブランドの清涼飲料水が県内に流通していたことがわかる。また、ラムネについては県境を越えて移出されてはいたが、あくまで製造所の所在地を中心とした圏域に限定されていたのに対し、サイダーは製造地周辺域に留まらず、広く県内に流通していた。県外から移入される清涼飲料水も、すべてサイダーであった。

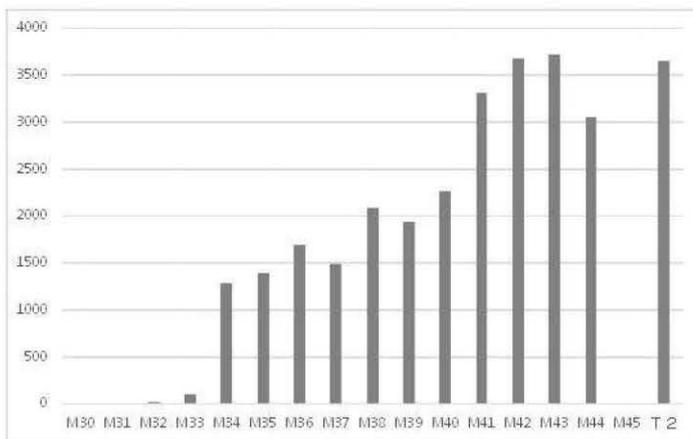


図31 青森県内における清涼飲料水の小売業者数の推移(青森県統計書から作成)

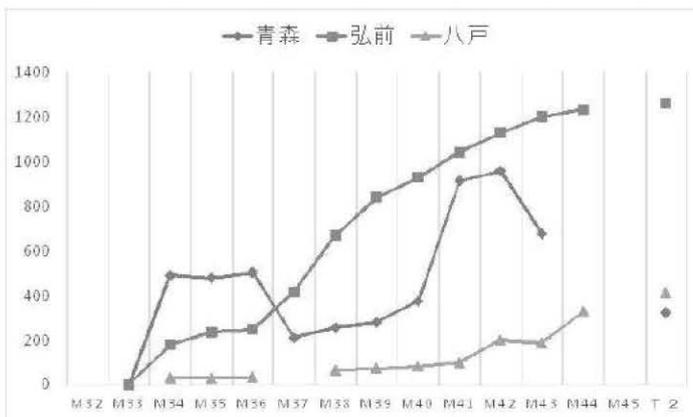


図32 青森・弘前・八戸における清涼飲料水の小売業者数の推移(同上)

〈青森市〉

大町 野崎商店	三ツ矢サイダー、三ツ矢ワレンヂ、三ツ矢ジンジャ(帝国鉱泉)140)
大町 宮本商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)141)
大町 篠原商店	旭印シャンペンサイダー(神崎三郎兵衛)142)
安方町 青山三太	朝日ラムネ(松野勇助)143)
新安方町 奥村商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)144)
浦町 中村商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)145)
寺町 梅津商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)146)
長島 石川商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)147)
元大林区通 蛭名商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)148)
寺町 三浦商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)149)
東石商店	赤線サイダー(紀国堂)150)
青森柳濱商会	ダイヤモンド印シャンペンサイダー(大塚本店)151)
市内各店	リボンシトロン(大日本麦酒)152)

〈弘前市〉

森町 野村商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)153)
桶屋町 野村商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)154)
和徳町 宮本商店	櫻印ラムネ・櫻印シャンペンサイダー(青森ラムネ)155)
土手町 内海商店	金線サイダー(秋元巳之助)156)
親方町 関 清六	金線サイダー(秋元巳之助)157)

〈八戸町〉

工藤新助	三ツ矢平野水(帝国鉱泉)158)、金線サイダー(秋元巳之助)159)、三ツ矢サイダー(帝国鉱泉)160)
	シナルコ(帝国鉱泉)161)
村元定吉	三ツ矢サイダー(帝国鉱泉)162)
朔日町 石村春松商店	朝日ラムネ(松野勇助)163)
石萬商店	リボンシトロン(大日本麦酒)164)
根新商店	リボンシトロン(大日本麦酒)165)
檜館合名会社	姫印シャンペンサイダー(箱根商会)166)
市内各店	馬蹄印布引サイダー(布引鉱泉所)167)

〈県南〉

七戸町 石村出張店	朝日ラムネ(松野勇助)168)
三本木 熊谷商店	朝日ラムネ(松野勇助)169)
古間木 金崎支店	朝日ラムネ(松野勇助)170)
五戸町 三浦武彦	朝日ラムネ(松野勇助)171)
三戸町 誠文堂	朝日ラムネ(松野勇助)172)
田子村 久慈商店	朝日ラムネ(松野勇助)173)

〈県外〉

鹿角 不老倉鉱山 谷地支店	朝日ラムネ(松野勇助)174)
岩手県福岡町 横田喜代松	朝日ラムネ(松野勇助)175)



図33 小売店による広告の一例
明治40年8月11日「弘前新聞」

(2)小売価格

当時の本県での小売り価格については明らかでないが、東京では、ラムネは明治35年(1902)には3〜3.5銭、大正6(1917)年には5〜6銭であった。サイダーは明治40(1907)年には10銭、大正3(1914)年には12銭であった(340〜350ml瓶1本)。サイダーはラムネの約3倍の価格であった。喫茶店のコーヒーは明治40〜45(1907-1912)年あたりには3銭、ミルクは明治42(1909)年3銭9厘(180cc瓶)であったというから、珈琲やミルクに比べても高級な飲み物であったようである176)。

(3)容器・通箱

①サイダー瓶

王冠栓のサイダーは明治37(1904)年に発売されたが177)、それ以前のサイダー瓶は、「コミヅ(小水)瓶」と賞する青黒色の瓶で、コルク栓の上から針金で縛り付けたものであったという178)。本県において地場産サイダーが発売された明治40(1907)年

という時期から考えると、当初から王冠栓で発売された可能性もあるが、北海道では明治42(1909)年当時でも、まだ王冠が移入されていなかったため、コルク栓に針金方式であった179)というから、どちらともいえない。発売翌年の明治41(1908)年には、青森ラムネ製造合資会社から、「需用者の便宜をはかり」小瓶詰サイダーが発売された180)。

②サイホンラムネ

サイホンラムネ(サイホーラムネ、サイフォンラムネ)は明治35(1902)年から舶来品のサイホン瓶(白色、薄青色、薄赤色など)が使われ、明治37-38(1904-05)年頃からは、日本製のサイホン瓶(茶褐色、青色)が加わった。附属するバルブ(胡桃形のガスポンペ)を挿入し、器械を閉めると、中の針がバルブの容器を破り、圧縮ガスが噴射されて、サイホン瓶の中の液体を炭酸飲料に変える。中の液体を変えることで、お好みの炭酸飲料を作れるというものであった。余ったガスの力で、炭酸水を注ぎ分けることができる。サイホン瓶はリユースが可能だが、バルブは使い捨てであった181)。瓶は非常に高価で、明治20(1887)年頃の価格は、玉瓶が1本あたり6~7銭に対し、サイホン瓶は1円50銭であったという182)。

サイホンラムネは、本県では遅くとも明治30年代後半には発売されていた。青森ラムネ製造合資会社では、明治37(1904)年に「高等用サイホーラムネ」の製造販売を始めている(1瓶1打あたり16銭)183)。そして、明治40年代には一般的な商品として知られるようになっていた。明治40(1907)年の『弘前新聞』に掲載された胃腸薬の広告の「氷ラムネサイホン呑みて腸胃を害し下痢症に罹りし時」というくだりは、「サイホン」と言えば誰もが言葉の意味内容を理解できる一般的な用語となっていたことを物語る184)。八戸では明治43(1910)年にイギリス製の輸入品「プラナ・スパークレット・サイホンス」(バルブ12個入)が淡三商店から発売されている185)。

③サイダー箱

元来、サイダーの通い箱には規格がなく、さまざまな箱を作り直したり、詰め込んだりして使っていたようだ。明治40年代初頭になって、48本入りを標準とする箱が作られるようになったという186)。本県でも、明治42(1909)年の取締の記録によって、1箱には48本のラムネが入っていたことがわかる187)。

3-2 清涼飲料水の売れ行き

(1)地場産サイダー・ラムネ

青森では櫻印(青森ラムネ製造合資会社)、弘前では朝日印(佐野商店)と櫻印(青森ラムネ製造合資会社弘前支社)が「好評」であったと明治40年代の『東奥日報』が報じている。

青森ラムネ製造合資会社の二大看板商品である「櫻印ラムネ」と「サンピンサイダー」を合わせた製造高は、明治40(1907)年7月には一日あたり400ダース以上の好況であった188)。また、明治42(1909)年同月は、暑さもあって一日あたり500~600ダースに伸びた189)。翌明治43(1910)年の同月は、同じく暑気のため、ラムネとサイダーを合わせて一日平均400ダース以上が出た(ラムネ300ダース以上/日、サイダー100ダース以上/日)190)。明治45=大正元(1912)年には、「櫻印ラムネ」と「鷹印サイダー」(鷹印は青森ラムネ製造合資会社のブランド)は、土用明けの残暑が激しく売れ行きも好調で、ラムネとサイダー合わせて一日平均550ダース内外(ラムネ450ダース/日、サイダー100ダース/日)の売上げがあった191)。

以上から、青森ラムネ製造合資会社における明治40年代のサイダー生産量は、サイダーが日産100ダース、ラムネが400~600ダースほどであったことがわかる。ラムネはサイダー比4~6倍ほど生産されていた。ラムネが発売された明治32(1899)年、同社の「櫻印ラムネ」が約2ヶ月の間に1万ダース売れたことと比べると、それに続く新商品であり話題性があるはずの「櫻印サンピンサイダー」の売れ行きはかなり穏やかである。いっぽう、ラムネは発売直後のブームが落ち着いた後も、明治30年代を通じて日産450ダース平均、暑さ厳しい夏には日産600ほどのペースで生産された。人々の関心と需要はサイダーに移行せず、依然青森県は「ラムネ王国」であったといえる。この傾向は昭和戦前期も続き192)、他県と比較して、この点は青森県の特徴であるといえる。他県よりも比較的早くラムネの製造が始まったため、ラムネに対する愛着が強かったからだろうか。

いっぽう、佐野商店の朝日サイダーは明治42(1909)年7月の新聞報道によると1日あたりの製造量は70箱~80箱、商圈は弘前市をはじめ南津軽郡、中津軽郡、西津軽郡であった193)。下に示した帳簿をみると、明治41(1908)年当時、1ダースあたり28銭(1本約2銭3厘)で販売されていたようである194)。

引合帳簿の内容の一例、抜粋(順不同)

注文/空瓶戻/入金

半打 半打 一四銭(半ダース分)

一打 一打 二八銭(1ダース分)

三打 三打 八四銭(3ダース分)

四打 二打 五六銭(2ダース分)

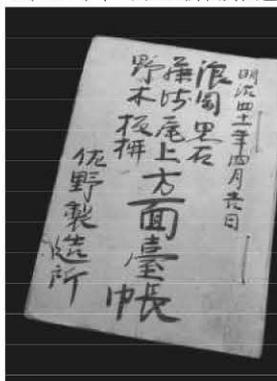


図34 引合帳簿(明治41年) 佐野家蔵

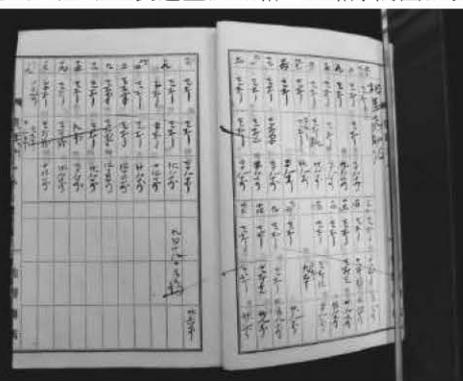


図35 同左 注文、空瓶戻、入金が記録されている 佐野家蔵

(2) 県外産サイダー・ラムネ

青森市内では「金線サイダー」、「サンピンサイダー」(横浜・ウエテツドウオター商会製)の売れ行きがよく(後者は明治41年上半期で871円の利益)195)、弘前では「箱根鉱泉シャンパンサイダー平野水」の売れ行きの増加196)が当時の新聞に報じられている。八戸では、「三ツ矢サイダー」(帝国鉱泉)、「シトロン」(大日本麦酒)が好評であると報じられている197)。報じられていることは事実だが、具体的な数値が示されておらず、また当時の新聞は広告的内容が地の文と区別なく記される場合があるので、「売れ行きがよい」「好評」であるといっても、比較の対象や基準が示されていないため、客観性は不明である。

県外では明治40年代に清涼飲料水製造業の組合が相次いで設立されている。業者が多くなり統制が必要になったことを物語る。明治40(1907)年には、大阪でラムネの組合が設立された198)。東京では、早くも明治27(1894)年の時点で、「東部ラムネ製造組合」と「西部ラムネ製造組合」が設立されていたが199)、明治43(1910)年にそれらを統合した「東京清涼飲料水同業組合」が設立された200)。

4 サイダーの利用

明治30年代に登場した「県産ラムネ」は、日常的に用いられる大衆的な飲料であったが201)、同40年代に登場した「サイダー」はどのような機会に用いられたのだろうか。当時の報道を整理すれば、(1)自家消費と(2)贈答の場面で用いられており、前者では①祭りやイベント、②遠足や旅行中の昼食 ③懇親会や同窓会、の3つのシーンが挙げられる(下記参照)。後者では中元における贈答が挙げられる。いずれも非日常的な機会である。

(1) 消費の場面

① 祭り・イベント・夕涼み

明治41(1908)年8月の第八回青森県産牛馬共進会(会場:青森市合浦公園)にともなって催された園遊会の模擬店では、氷屋のほかラムネやサイダーが販売されている202)。また、西津軽郡深浦村(現・深浦町)で開催された「女相撲」の興行では、人々はビールやサイダー、果物缶詰などを飲食しながら楽しんだようである203)。明治40年代の青森では「散歩する場所のない市民の多く」が濱町の旧棧橋へ夕涼みに訪れていたが、明治30年代には旧棧橋通でラムネが発売され爆発的なブームになっていたから、散歩がてらラムネや氷水を片手にそぞろ歩く人々がいただろう204)。

② 旅行・遠足

当時の『東奥日報』では、永く貯蔵でき腐敗の心配がなく、携帯も便利で「且つ健胃清涼の特効あり衛生状尤も好飲料に適する」と宣伝されている205)。これは同時代に普及しつつあった罐詰の利点と同様であり、罐詰もまさに「旅行への携帯」の便を謳う206)。つまり携帯できる飲料水＝水筒がわりに持ち歩くことが想定されていた。現在のペットボトルの役割に相当する。明治41(1908)年には青森ラムネ製造合資会社が、「需用者の便宜」をはかるため、明治41年にはサイダーの小ビン詰を発売している207)。瓶の小型化によって携帯の便が向上した。

具体的なシーンを当時の報道から拾ってみる。小川原沼(現・小川原湖)への遊覧旅行団(50名)が列車で帰る途中、千曳駅から乗車した「列車ボーイ」が「サイダーと梨いかが」と車内販売したところ「ドッサリ持って来たのが忽ち売切れサイダーが忽ち尽き」という。この旅行は夏の暑い盛りであった(8月下旬)208)。また、善知鳥丸の着船にともなう開業祝の一貫として野内～浅虫～茂浦を経由して夏泊半島をめぐるツアーが実施された際に、折詰弁当とビール、日本酒、サイダー、氷水が「泉の如く湧きて呑めども尽き」ないほど提供された209)。北津軽郡小泊村では、尾崎神社(現・北津軽郡中泊町)へ参拝したあとで、権現崎の絶景を眺めながらビール、日本酒、サイダーを飲んだことが報じられている210)。青森市の横内浄水場では、視察の際の昼食として、折詰弁当とビール、サイダーが振る舞われた211)。

瓶入りのサイダーは、登山にも携行された。「岩木村百沢領赤倉沢といふを西南に去る高峰の平素は人の往来すべき処にあらざる岩窟内に死後一ヶ年を経しと思はるる年齢二十一二位住所氏名共に不明にして書生体の男の死骸が横はれるを里人が発見して大騒ぎとな」ったが、携帯品のなかにサイダー瓶2本があったという212)。このように、旅行時の昼食や登山中の水分や糖分の補給など、非日常的な飲食の場面でサイダーが用いられている。

③ 懇親会・同窓会

サイダーは、懇親会や同窓会などで提供された。明治40年代の新聞記事や広告からは、サイダーがアルコール飲料と対になる位置にあることがわかる213)。つまり「酒飯論」や「酒茶論」の視点214)でサイダーが捉えられている。たとえば酒好きにも受けるサイダーの開発がおこなわれ、辛党の取り込みが図られた。「やばの御方の御口にあはぬ、旭印シャンペンサイダーならば手柄に御試用めされ、兎角あまくてどいが世の常なれどレモンの味のあつさりと、下戸にも上戸にも御口に適ふのが此サイダー」(旭印シャンペンサイダー:東京両国)という働きかけである215)。

民俗学者の柳田國男によると、「酒と餅」の関係が明治期から大正期にかけて「酒と甘い物」(清涼飲料水を含む)との関係

に置き換わったという。つまり近代において清涼飲料水は餅菓子の位置を占めるようになった。「日本は概して飲水の清涼なる國として知られて居るのに、別に清涼飲料といふものが盛んに用ゐられるのも、主たる動機は愛にあつたらしい。即ち一方の壘詰の酒と對抗して、此方は壘詰の砂糖水を飲もうといふのである」と述べる²¹⁶。確かに明治40年代には、本県においても、宴会等における「酒と清涼飲料水」の構図が出来上がっていたようだ。当時の新聞報道をピックアップすれば、明治42(1909)年、横浜ライジングサン石油会社の上役が来青した際に開かれた懇親会で、金森楼の芸者に「おい、ムスメ、サイダーを」と注文した²¹⁷。明治44(1911)年、東宮閣下の北海道行啓にあたり、新浜町公会堂で東京の各新聞社の記者を招待した宴会で、大皿盛りの料理とともに、ビュフエスタイルで「酒、ビール、サイダーの献酬」がなされた。²¹⁸同年、同窓会の茶会でサイダー、苹果、西洋菓子などがふるまわれたり²¹⁹、学校の同窓会の模擬店で、サイダー、ラムネ、ビール正宗、コーヒー、果実缶詰(林檎、マルメロ、蜜柑など)が販売されたりした。「食後の遊びに来る者甚だ多く、ビール正宗を飲むもあればサイダーラムネを口切る甘党も」(第二大成小学校の同窓会)²²⁰あり、氷水をはじめラムネやパンなどの販売にかり出された女性教員たちは、「蝦染袴を翻して麵麴やラムネの売捌きなど随分御苦労な図であつた」(南津軽郡柏木町、高等小学校の同窓会)²²¹といった記事が散見される。

ところで、酒餅論における餅が清涼飲料水(砂糖水)に変わった「主たる動機」とは何か。柳田國男は、明治～大正にかけての食生活における砂糖の需用増を指摘する²²²。そして、砂糖が多用されるようになった現象について、明治から大正にかけて「電燈が出来て却つて洋燈の石油を多く使ひ出した」のと同じ現象・理屈だと説いている。つまり、電灯が用いられるようになり、明るさに対する標準的な感覚が変わり、より明るさを求めるために逆にランプに用いる灯油の消費が増えたのと同じように、果実が甘くなるにつれて、甘みに対する標準的な感覚が変わり、より甘みを求めるようになって砂糖の消費が増えたと説く。当時の『東奥日報』をみると、「サイダーは相変らず売行好況なるもラム子ハ過般来林檎其他の果物及甜瓜等廻り居る為め売行著しく減少し日々の製造高ハ凡そ三百打なり」とすなわち、日常的に用いられるラムネは、確かにリンゴやメロンなどの甘いくだもの(水菓子)と競合していたようである²²³。「サイダーと梨いかか」という当時の鉄道車内販売も、それを物語る²²⁴。果物とラムネの競合は現在の我々の感覚では想像しにくい、みずみずしい果物＝果汁と考えれば納得がいく。

④療養

帝国鉱泉が発売した壘詰の天然炭酸水「平野水」(三ツ矢サイダーのルーツとなった清涼飲料水)は、発売以来、胃腸病に効果があると認識されていた。明治43(1910)年に胃潰瘍の診断を受けて入院した夏目漱石が、退院後に修善寺温泉に転地療養した際の回想を紹介する²²⁵。平野水を、漱石が信仰にも似た心持ちで愛飲していた様子が記される。「昔の計を繰り返す勇氣のなかつた余は、口中を潤すための氷を歯で噛み砕いては、正直に残らず吐き出した。其代りに数回平野水を一口づゝ飲まして貰ふ事にした。平野水がくんくんと音を立てる様な勢で、食道から胃へ落ちて行く時の心持は痛快であつた。けれども喉を通り越すや否やすぐと又飲みたくなつた。余は夜半に屢ば看護婦から平野水を洋盃に注いで貰つて、それを有難さうに飲んだ當時を能く記憶してゐる」(傍線筆者加筆)²²⁶。この辺の事情については、本県弘前市出身の立石勝規氏による『なぜ三ツ矢サイダーは生き残れたのか』(2009)に詳しい²²⁷。

本県においても、「平野水」の薬効が広く知られていたことが窺える記事がある。酸ヶ湯温泉の近くに湧出した天然水を「平野水のように」壘詰にして販売することが計画されたというものである。「東津軽郡八甲田山中、酸湯温泉白雲館主郡場直世氏の所有地で、酸ヶ湯温泉から半里ばかり隔たつた新湯と云ふ処に、非常に飲み心地の良い湯が湧くので、青森病院調剤長浅田馬彦氏に分析して貰つたら、本県では殆ど見る事を得ない鉄泉であつた」「慢性貧血、病後又は手術後の貧血、慢性子宮周囲炎、慢性子宮内臓炎、常習性便秘、ヒステリー、慢性皮膚病等に効用がある外一般に強壯剤として高価があると云ふので平野水の様に壘詰にして発売する計画ださうな」²²⁸。

このように、「平野水」が薬効ある飲料水の代名詞として認識される背景には、帝国鉱泉株式会社による宣伝があつた。明治40年代になると、本県の地元紙にそれまで殆どみられなかつた「三ツ矢平野水」「三ツ矢サイダー」「三ツ矢ラレンジ」「三ツ矢ジンジャ」などの宣伝広告が度々掲載されるようになる。そこでは必ずといっていいほど、胃腸病に効き目がある天然の平野水を原料水にした飲料である、とする文言が踊る。以下に列記すると、「〇〇博士胃腸病院御用品として胃腸諸病に特効ある三ツ矢平野水と天然炭酸瓦斯にて製造し発売以来非常の御好評を博し居候」(青森市大町野崎商店)²²⁹、「胃腸諸病に特効ある宮内省御用品三ツ矢天然水と天然炭酸瓦斯にて精製せる天下一品全国無比の好飲料」(青森市大町野崎洋物店)²³⁰、「三ツ矢の源泉は『多田の霊泉』と云て胃腸諸病に特効があります」²³¹、「夏季衛生飲用は胃腸病に特効ある天然冷鉱泉と天然炭酸瓦斯を以て山緑に気清き幽谷にて製造したる三ツ矢平野水 三ツ矢サイダー 三ツ矢ラレンジを召し上げれば最も衛生に適し且つ夏季極めて恐る可き下痢などを起す恐れは決してありません」²³²、「衛生健康の目的」を達するには粗製品とは比較できない製品である²³³、といった内容である。これらはいずれも、本県の地元紙に掲載された広告の文言である。帝国鉱泉以外では、赤線サイダーが「健胃清涼の特効あり衛生状尤も好飲料に適する」と謳っている²³⁴。

本県において、「療養目的」でサイダーを利用(飲用)したという具体的な記録は未見だが、上述のような状況から考えると、効能を期待して飲用した人もあつたのではないだろうか。

(2)贈答の場面

明治40年代になると、中元の「贈答品」としてサイダーが推奨されている。例えば「衛生無類で暑中何人も喜ぶ品は広い世界に金線サイダーがあるばかり」といった具合である²³⁵。これは、ラムネの時代にはなかった、清涼飲料水に対する新しい認識である。

小括

以上のデータから、明治40年代の「サイダー」には、①飲料水、②嗜好品、③医薬品／健康食品という3つの基本的価値が認識されていたことがわかる。特に③は三ツ矢平野水による「胃腸病によい」という宣伝によって高められた価値である。

嗜好品としてはもとより、日常的に利用できる衛生的な「飲み水」として発売当初からPRされてきた清涼飲料水の持つ価値は、明治40年代以降もラムネを含む全体としては大きく変化したわけではなかったが、前項でみたように、サイダーは非日常的な高等飲料として嗜好品の性格が強まった。また、ラムネも明治19(1886)年のコレラ流行以来、薬理的(実際は呪術的)な効果が期待されていたが、サイダーはより具体的な「薬効」を宣伝することによって、治療や健康増進のイメージを強めていった。また、ラムネと違い、王冠栓のサイダーは遠方への移動と比較的長期の品質保持が可能であることと、高級品(高価)であったことから、中元等の贈答品としての性格を持つに至った。明治40年代の庶民にとって、サイダーという飲み物は、贈答は言うまでもないが自家消費においても非日常的な場面で用いられていることから、すでに人口に膾炙していたラムネとは異なり、未だ「特別なもの」だった。

5 上水道の整備と清涼飲料水

5-1 用排水と衛生

明治40年代の県内では、水利用における用排水の区別は存在したが、民衆の意識レベルでは厳密ではなかったようである。青森市内では、たとえば「屋内不潔にして下水の工事宜しからず上流に馬を洗ふやら糞尿を棄てるやらして其の下流に於て或は衣服を洗ひ或は食用蔬菜を洗ふ等甚だ不快の感に堪えず」「尚本市の立小便特に夜の放尿は到底他地方に見られぬ醜体なり」と地元紙に報じられている²³⁶。上流で家畜を洗い糞尿を捨て、下流では衣類や食品を洗っていたのである。そして立小便も盛んだった。また、米町のブリキ職人(26歳)は下水で襦袢を洗浄し、寺町の19歳と70歳の2名は下水に小便を廃棄し便器を洗浄したことにより、それぞれ不潔物洗浄や投棄により警察から説諭を受けている(明治42年)²³⁷。米町・寺町という青森市の中心部である。すなわち「不潔な市街だと常に批判されて来た青森市も、(中略)市中ならば相応に清潔になつた」とされる青森市中心部ですら、こういったことが未だ行われていた。一方、町から少し外れた青森市の海岸部や日鉄沿線地域の衛生環境はよくなかった。海岸部では、夜中に浜辺にゴミを投棄する者が跡を絶たず「海岸の不潔と来たら斯は又た甚だしいもので塵芥の散乱せる土砂の芥臭き所々芥捨場の観が」あり、いっぽう鉄道沿線は「ヤレたる垣におシメを乾して居るなどは如何にも目ざはり藁クタの乱散せるドブ堰の臭気あるその他苦筵などの古囲ひ化物でも出さうな腐れ小屋等實際形容以上の不潔で初めて青森に来る旅の者などは汽車の窓からこの荒廃口乱[筆者注：一字不明]たる裏手を見ては如何に青森はキタナイ市街であらうと必ず不快感を抱くに違ひない」と報じられている(明治42年)²³⁸。このような不衛生な環境では、井戸水はもとより、水道水にも衛生上の心配が及んだ。水道開通後の明治43(1910)年の夏に、貯水池の水と旭町の井戸水とを検査したところ、井戸水は1ミリグラム中に3.7、水道水は2.9の微生物を含有していた。これからますます暑くなり微生物も増加する傾向にあると考えられることから、水道水といっても一度沸騰させて飲むようにするべきであると報じられている²³⁹。水道水ですら衛生上の心配があった。

弘前市内でも用水に対する衛生意識の欠如や風紀上の懸念が報じられている。例えば飲料水として名高い富田の清水は、夏季の水浴の場所になった。明治40(1907)年に弘前を訪れた一行が目にしたのは「驚く勿れ男女三人天真爛チンで行水をやつて居る、当に(まさに)大に風紀上黙す可からざる事だなど」騒ぐ程でも無いが、去りとて見ッともよき図にも非ず、教育地を以て誇る弘前人士たる者、三省して可ならずやなどと「独言して」その場を行き過ぎたと記している²⁴⁰。この場所は例年丑湯の時期になると、多数の市民が詰めかけ、丑湯の水浴びをする場所としても知られていた²⁴¹。衛生上の懸念については、別の記事からも推察される。盆のナノカビ(7月7日)にはネブタを流しに川原に行くが、七回水を浴びて七回飯を食べるという習俗があった。この習俗について明治40(1907)年の新聞は、「昔は七度食事し七度昼寝し七度水を浴びる日なりと言ひ伝へたれ共斯る不衛生的の事は断じて行ふ可からず」と、衛生上の観点から啓蒙している(『弘前新聞』²⁴²)。すなわち、「みつともよき図にも非ず」「断じて行ふ可からず」という報道がなされることは、庶民の多くがまだ非衛生的な水浴を行い、上下水の区別もあいまいな生活を送っていたことを逆にものがたっている。

衛生観念が浸透していなかったことは、郡部も同様であった。たとえば、津軽半島北部の状況について、東奥日報は次のように報じている。「宇鉄以北龍飛一帯の地区は景を以て鳴て居る代り、衛生思想に掛てはテンデ原始的な幼稚振りだので、桑原技師 肝をでんぐり返して吃驚[筆者注：びっくり]し、日本広しと雖も斯麼[筆者注：こんな]衛生思想に乏しい所は又と無ら

う、医者が一人も無し位ハ三厩まで来れば我慢もするが、雪隠の設備は至る処不完全で不浄ハ男女とも其辺へタレ放題と云ふのに呀ッ^かと鼻を摘んだ」[ルビ筆者加筆]243)。

このように、衛生観念が希薄で上水と下水の区別があいまいであったから、飲み水が原因で胃腸を害することが多かったようである。『東奥日報』でさかんに宣伝されていた薬は、本舗津村敬天堂(東京)の胃腸薬「ヘルプ」で、殺菌や防腐の効果があり、夏や悪疫流行の時、あるいは風土病がある地域に旅行するときに携帯するよう促している244)。

清涼飲料水は飲み水の一つである。胃腸を害する原因のひとつであるとされたのも、明治30年代と同様であった。暑い時期には水分の多いものを取りたくなるが、「生水、氷ラム子、酒、ビールなどの飲み過ぎ[傍線筆者加筆]」や果物の多食などに留意し、胃腸薬を備え置いて少しでも下痢気味のときは速やかに服用するのがベストであるとか245)、氷ラムネ等を飲み下痢する時や246)、氷ラムネサイホン^を呑みて腸胃を害し下痢症に罹りし時に「ヘルプ」を服用すればすぐに回復する247)というように、「氷」「生水」「ラムネ」「サイホン」(サイフォンラムネ)といった飲料を具体的に挙げて、胃腸病の原因となることを強調し、胃腸薬の薬効を盛んに宣伝している。逆に胃腸病に対する清涼飲料水の薬効を宣伝するものもあった(本稿4-1(1)④参照)。

5-2 明治40年代の青森市における飲料水事情

当時の新聞には、飲料水事情に絡めて青森市の近代化の遅れを嘆く記述がみられる。例えば「或る人は斯う云つてる『何の因果で青森に生れたか怨めしい、美術家が来れば青森地方で着てる衣類の柄は亡国的だの、衛生家が来れば青森の人は小便の砂瀝しを飲んでるの(尤も本年度中に水道が竣工する)、漁業学者が来れば青森地方の漁撈術は全国中最も劣等だの、来る者来る者からイヂめられ通して、(中略)世間が鬼かソモ青森の不覚か、サテサテナさけない次第ぢや』如何にもなさけない青森ぢや」(明治42年7月)248)。

「小便の砂瀝しを飲んでいる」と形容された青森市内の劣悪な飲料水事情は、各家庭に向けた飲料水対策が新聞紙上に散見されることによっても肯われる。例えば明治41(1908)年には家庭でできる「飲料水清浄法」が地元紙で紹介されている。それによると、飲料水の清浄法には①煮沸、②蒸留、③濾過、④葉浄があるという。①の煮沸法については周知のことであるとし、家庭でもできる方法として以下の②③④を紹介するという内容である。そして、②の蒸留法は、適当な器械があり購入もできるが、植木鉢を用いる簡易法もあること、③の濾過法は、陶器店から濾過器を購入し、木炭や海綿、棕櫚や細かい砂などを入れて行えること、④の葉浄法は、水に明礬を入れて待つと不潔物が沈殿すると説く(明治41年)249)。

このうち、②の方法による「蒸留水」は、当時の清涼飲料水製造において衛生上のPRでその利用が強調され、清潔で安全な水のいわば象徴であったが、「比較的人身に有害なり」(傍点原文)とする主張も、ほぼ時期を同じくして掲載されている250)。しかし有害である理由は述べられていない。

③の濾過法については、東京神田紺屋町の大用嘉助による「簡便水濾器」(明治40年『弘前新聞』)や、南葛飾郡の鈴木鉄工部(鈴木藤三郎)による「鈴木式濾過器」(別名「水こし器」、図36)(明治42年『東奥日報』)などが発売され、地元紙上で宣伝されている。前者は、「衛生家」や「蚕糸業家」に向けて、後者は、飲料水の不良に悩む家庭をはじめ、「糖液、酒、醤油、酢、すべて液体濾過の必要を感せらるゝ商工業家」向けに発売された。一時間に最大70石を濾過できるとうたう251)。

このように、飲料水の不良に対する対策は、現実には各家庭・個人に大きくゆだねられていたが、明治42(1909)年12月の上水道の完成によって、青森市内においては社会的にも一応の解決に向かい始める。ただしそれは、水道の供給を受けられる「一部の人々」に限ったことだった。青森市における上水道の(段階的な)供用開始は、歴史的には明治42(1909)年の竣工を画期として語られ、また記されるひとつの出来事であるが、当然ながら市内すべての地域、すべての人々がその瞬間から恩恵を受けられたわけではない。

庶民生活の現実はどうだったのだろうか。『青森市水道史』や『青森市史』および本県の民俗関連書籍等においてその辺の事情は取り上げられていない。それを探るには当時の地元紙の記事が参考になる。たとえば、水道完成後、明治43(1910)年7月の『東奥日報』の記事を確認すると、「本市の水道完成してより本年に至りて初めて一般市民に給水したが」で始まっている252)。つまり、一般市民に給水されたという「認識」は、市民の感覚としては明治42(1909)年12月の水道完成時ではなく、翌明治43年に至ってからであった。また、明治43(1910)年には、水道水を使用していない浦町地域の裏手方面から、腸チフス患者が発生していることが報じられている253)。つまり(当然のことだが)、青森市内でもまだ水道が供用されない地域があり、そういった地域では井戸水の利用の比重が大きかったのである。また、水道が開通すれば上水利用のすべてが水道利用に移行・収束するわけでもない。嘉田由紀子による琵琶湖地域における調査では、水道の導入による生活用水の変化がアンケート調査をもとにグラフ化されているが、水道の導入によって、井戸水や山水、川水、湖水、池水、雨水などに依存する量的割合には変化が見られるもの、用水の多様性は維持されている254)。それは青森市を



図36 「鈴木式濾過器」広告(『東奥日報』)

含め、どの地域でもあてはまる事実であったと考えられる。民衆の生活の現実を考えたとき、水道が導入されたからといって、その多様性が水道一本に収束する筈はない。そのような現実を、「明治42年・水道完成」というドラマチックな歴史的叙述は、覆い隠してしまうことに注意する必要がある。

5-3 上水道の整備

(1) 青森市における上水道の整備

拙稿(2022,2023)では明治初期から明治30年代までの青森の飲料水事情と疫病の流行について確認した。ここでは、内容が多少重複するがその概略を振り返るとともに、本稿が対象とする明治40年代に青森市に水道が開通するまでの、時代的背景と人々の動きを『青森市水道60年史』(山口茂一著)の記述をもとに振り返る(255)。

青森町中心部の水の悪さは古くから問題となっており、1874(明治7)年には入内村小牧野山(青森市入内)からの引水が計画され、工事費の借入も政府から許可された。しかし、1876(明治9)年の明治天皇巡幸に向けて御料水確保のために井戸を試掘したところ、たまたま良質の水が得られたために、よい水脈も探せば存在すると誤信した当時の県参事により計画が中止されてしまった。チャンスを逃した青森町はその後長らく飲料水の不良に悩まされ続けることになった。

コレラや腸チフスなどの伝染病の蔓延を背景に水道敷設の輿論が高まるなか、1901(明治24)年には、大日本私立衛生青森県支会が結成され、1892(明治25)年には水道敷設委員会が発足したが、戦争や災害が続く事業は停滞した(256)。

ながらく、水道の意義と必要性は誰もが認めるところであった。水道敷設委員の川田瑞穂(のちに明治31年から青森市助役)は1892(明治25)年から1895(同28)年まで『陸奥日報』に「青森水道論」を連載し(連載は明治30年に『青森市水道論』として刊行される)(257)、水道敷設による利益について、①衛生、②火防、③経済、④社会の4点から論じている(258)。①衛生については、例えば「青森町に該病[筆者注:腸チフス]患者の数大なりとは医師の常に唱ふる所なり」として飲料水が原因であるから「此不幸を救ふ為め亦水道の布設を辞すること能はざるべし」と述べる(259)。②火防については、「青森町は古より火災を以て有名なり」とし、水道の布設がないと消火用水が欠乏し「消防機械即ち唧筒も十分其効を奏すること能はざる」べしと述べる(260)。また、③経済については、「人民の不健康は如何に一国の経済上に影響するか」と述べ、疾病による生産力の減少と、伝染病の流行した場合の対策に膨大な費用により「経済上に及ぼし利害得失は予の断定を俟たずして知られしならん」と述べる(261)。最後に④社会上の利益については、「青森の地は不健康の土地なり」と断じ、「不健康より波及する社会上の一般不利益」が交通交易の要衝である青森は「商業を以て立つる土地」であるが、「未来に於ても又商業の一事に依て此地の繁栄を期せざるべからず」と述べている(262)。

明治30(1897)年に至ってようやく、函館水道の設計に携わった実績を持つ工学士・千種基による水源調査と概算設計がおこなわれた(263)。本筋からは外れるが、横内川の水源調査の際、千種は土地の古老に夏場の水量の減り具合について質問し、その回答を参考に水量を十分に確保できるとの結論を得ている(264)。近代水道の設計に「民俗知」が採用された点が注目される。翌1898(明治31)年に設計書が提出されたが、工事費は65万円にのぼった(265)。その財源を具体的に検討するために、これまでの水道布設委員会を発展的に解散し、あらたに「青森水道期成同盟会」が発足した。しかし、財源の具体化は容易でなかった(266)。

明治36(1903)年3月、市当局は政府に国庫補助を求めため、上記『水道論』と同様の主張に加え、艦隊に補給する飲料水の不足を問題として青森市における水道の必要性を訴えた。具体的には、青森湾内に水雷団が設置され、夏季艦隊の演習にも利用されることが決定したが、飲料水の不良により「海軍将校兵士をして飲料水の欠乏を感じしめ(略)良水を函館に求め剩へ青森市の上陸を躊躇せしむるが如き」状況であること、また第五聯隊の駐营地であるにも拘わらずそのような状況にあることは好ましくないという主張であった。当時の「東奥日報」も飲料水の不良について艦隊の出入にからめて次のように報じている。明治36年7月に敷島、八雲、出雲、朝日、磐手、富士、八島などの常備艦隊が室蘭から青森港へ入港した際、「最も不便を感じ居るは飲料水の不良と其不足なるにあり続々御用商人に飲料水の供給を求め来り居るも当港の水は試験の結果飲料水に適さざるを以て更に蒸留水として飲用することとなり居る由誠に困り切りたることにこそ」(明治36年8月27日)。

当時の青森市長・笹森儀助は、政府に対して明治37(1904)年以降4か年につき毎年5万円、つまり総額20万円の国庫補助を申請した(267)。しかしいくら飲料水の不良が切実であるとはいえ、三府五港以外は工事費の1/4が国庫補助額の上限とされていたことから、青森市だけ特例で1/4を超える20万円を申請することには無理があった。政府からの要請により(268)、申請額は16万2000円に変更を余儀なくされ(269)、県からの補助が15万円、残り3万8000円を青森市が負担する見込みとなった。ところが時あたかも日露の戦時体制を迎えるに至り「青森の水道工事は不急だから補助の必要はない」とされ(270)、戦後も緊縮財政により、明治39(1906)年にあらためて補助を誓願したが8万円に減額されてしまった(271)。更に同年、県の補助も8万円に減額される見込みとなった(結果的には毎年の工事の過程でトータル7万円の追加補助が得られ補助は総額15万円)(272)。

財源以外には、水利の問題があった。ようやく着工に向かうかと思われた明治39(1906)年には、筒井村長が「横内川を水源とされては、かんがい用水に支障がある」(水不足を来す)として分水反対を表明した。一方青森市側は科学的根拠にもとづけば水不足はあり得ないとして双方譲らなかつた(273)。この妥協のない「水掛け論」の背景には、遑って明治36・37(1903・1904)年

に筒井村出身の徳差藤兵衛が衆議院選挙で苦杯をなめた経緯が関係していた²⁷⁴)。明治36(1903)年の衆議院議員選挙では、進歩党から徳差藤兵衛、政友会から淡谷清蔵が立候補したが、淡谷は「水道問題が順調に進行しているのは私の議長としての尽力と政友会の県会議員の努力によるものだ」と主張し、いっぽう徳差は「水道が実現しようとしているのは、私が筒井、横内、幸畑の農民を説得して同意させたからで自分が功労者だ」と、それぞれ選挙運動に水道問題を利用した。東奥日報はこれを批判している²⁷⁵)。選挙の結果は淡谷が当選した。この、筒井村出身の徳差の落選がしこりとなって、件の分水問題に影を落としていたのである。結局、水道敷設後に溜池を造成する、敷設工事に水下の筒井村や横内村などの農民を積極的に雇用する、といった妥協策によって論争は一応の解決をみた²⁷⁶)。明治40(1907)年6月起工式が開催され、水道工事が始まった²⁷⁷)。ところがいざ工事が始まってみると、水下関係者として優先して雇用された横内村の人夫たちは「水利権者であることを鼻にかけ、仕事振りはかんばしくなかった」ことから、成績不良の人夫が大量解雇された。これを逆恨みした人夫たちが、同年7月9日、水道工事の見張小屋に放火して全焼させ、導水管数十本を破壊するという暴挙に出たのである²⁷⁸)。事件の裁判では、傍聴席が横内村民で満員になるほど関心が高く、「生きているうちは青森の水道水は飲むまいと心に誓った」村民もいたという²⁷⁹)。水道布設には一筋縄ではいかないさまざまな苦労があった。

明治41(1908)年に導水管工事が完了し、その年の9月には東宮殿下(大正天皇)が青森に巡幸されることから、御料水として水道水を献上するため、御宿泊所となる知事公舎まで仮配管設置の突貫工事が行われた。しかし、通水したが水の出がよくない、コーラル臭がとれないなどのトラブルが生じ、御来青直前によく準備ができたという²⁸⁰)。水道水を献上するという発想は、水道水に対する観念の現代との違いをよく示しており、また水道への期待の大きさをものがたっている。

給水工事は明治41(1908)年末ころに始まり、まず専用栓による給水から着手され、官公庁と学校関係を手はじめに、明治42(1909)年5月から一般家庭の工事が始まり、無料で給水された。共用栓は明治42(1909)年8月から工事が始まり、同じく43(1910)年2月まで給水は無料とされた。水道工事全体の完了は明治42(1909)年12月6日だが、それ以前から順次供用されていたのである。料金徴収が始まった明治43(1910)年2月時点での給水は、専用給水771、普通計量給水187、特別給水3、以上合計961戸。いっぽう共用栓は184箇所、使用戸数2,286戸であった²⁸¹)。ちなみに函館での近代水道完成は20年早い明治22(1889)年12月である²⁸²)。

(2)その他市町村における飲料水

弘前市では従来、井戸水や富田村付近の清水を飲料水として用いていた。また、郊外では例えば羽黒神社の清水(宮地)が古くから霊験あらたかな名水として知られている²⁸³)。上水道の必要性が主張されるようになったきっかけは、陸軍第八師団の設置であった。まず師団用として明治末年には小規模な水道が竣工した。明治44(1911)年頃から一般向けの上水道整備に向けた水源調査がおこなわれたが、大正年間を通じてよい水源が得られず、最終的に旧岩木川敷地に水源が決められたのは昭和6(1931)年、竣工は昭和11(1936)年5月31日であった²⁸⁴)。

一方、明治40年代の八戸では「地方発展は水に在り」(『奥南新報』明治42年社説)として産業による地方振興には水資源の開発が必須であると論じられてはいたが、水道を事業化する発想はなかった。水道の必要性が喫緊の課題として主張されるようになる契機は、大正13(1924)年の八戸大火で水利施設の不備が現実の問題として痛感されるようになってからである²⁸⁵)。本稿が対象としている時代からは外れるので後の経緯は省略するが、八戸市に水道が完成するのは1950(昭和25)年である²⁸⁶)。

3都市以外の市町村ではどうだろうか。例えば明治40年代の蟹田では、村に脚気がすくないのは、「飲料水の良好なる」がためであると新聞で報じられている²⁸⁷)。

小括

(1)用排水の区別と飲料水

明治40年代の本県においては、公的には上水/下水の区別はあっても、現実の庶民の意識の内では未だあいまいであったと考えられる。古川彰は、伝統的な用排水システムとは、「用水と排水とがワンセットのものとして存在し、(略)それはセットとしてしか存在しえなかった」という²⁸⁸)。つまり、用水/排水、上水/下水は不即不離のものであった。「上流に馬を洗ふやら糞尿を棄てるやらして其の下流に於て或は衣服を洗ひ或は食用蔬菜を洗ふ」というのが当時の青森の現実であった²⁸⁹)。

嘉田由紀子は、「飲み水」と「使い水」の区別について、「(宮本常一は)明治以降、衛生思想が発達してこの区別がみられるようになった」といっているが、江戸時代の城下町の上水利用規則や、飲み水用の上川とオムツなどを洗ってもいい下川の区別、また水を運ぶ容器も上・下の区別をつけていた生活感覚からみると、飲み水と使い水の区別は、日本の多くの地域社会では、かなり古くからのしきたりだったのではないかと述べている²⁹⁰)。これは、建築評論家の川添登が江戸における用水の使い分けについて述べた論考²⁹¹)を根拠として述べたものだが、江戸という当時最先端の水道網を持つ都市についての話であることに注意しなければならない。川添も当時の江戸の町の「清潔さ」を過大評価することは誤りで、密集した都市では廃棄物汚染によって悪臭漂う不潔な水路や掘割が「かなりあったであろう」と述べている²⁹²)。やはり宮本常一がいうように、用排水の区別は近代的な発想であり、本県の農村部・都市部においては、明治40年代に至ってなお、そのような近代的思考は浸透し

ていたとはいえない状況であったと考えられる。実際、用水を介した伝染病が広まりやすかった。地元紙では家庭でできる簡易な浄水法を紹介し、飲み水に対する意識の向上につとめた²⁹³。

(2) 用水の多様性と飲料水

一方、井戸水や川水をはじめ清涼飲料水をも含めた庶民生活における用水の(水源の)多様性は、例えば青森市においては明治42(1909)年の水道開通を画期として直ちに変容することはなかった。その理由は、上水道の恩恵を受けられた庶民が限られていたことにある。市中にあっても、水道とは無縁の生活を送る庶民が多かった。水源としては、水道開通以後も共用の井戸や川水、湧き水、用水路の水などが長らく用いられた。個別的で私的な水の入手ルート・手段としては、明治20年代来「水売り」を通じた水の購入がみられ、清涼飲料水というボトルングされた飲み水の購入もその延長に位置付けられる。明治40年代の青森では、現在よりも多様な方法での飲み水の入手と利用がおこなわれていた。

まとめ

本稿では明治40年代の本県における清涼飲料水の製造と普及の歴史について一定の見通しを得たうえで、近代水道の開通と清涼飲料水の普及による、飲料水と人間との関係の変化についても観察した。

(1) 青森県における明治40年代の清涼飲料水の製造と普及

明治30年代の本県では「県産ラムネ」が普及していたが、同年代末になると、県外メーカーの「サイダー」が移入されるようになった。メーカー・銘柄の多様化とともに、オレンジ、ジンジャー、シトロンなど味のバリエーションも生じた(1章)。これに刺激を受け、明治40年代以降は県内各地で「県産サイダー」が製造されるようになった(2章)。清涼飲料水の生産増に伴い、清涼飲料水を扱う小売店の数も急劇に増加した(3章)。利用の場面にも変化があった。すでに普及していた県産ラムネは日用の飲料だったが、明治40年代に新たに登場したサイダーは、①祭りやイベント、②遠足や旅行、③懇親会や同窓会、といった社交の場、あるいは贈答の場で用いられた。加えて療養の場面でも用いられた(4章)。

(2) 清涼飲料水の普及による飲料水の利用形態の変化とそれに伴う意識の変化

清涼飲料水を利用することは、人と水との関係という視点においてはいかなる意味を持ち、どのように位置付けられるだろうか。水と人との関係を空間的に捉える場合、湖水や川水、山水の利用は、人や物がその場所まで移動することであり、逆に水道は水を人や物のところまで移動させることである。前者の場合には、同じ水源に頼る者同士の直接的な利害関係が生じ、当事者間の相互規制も強く、また水利用の場が他者の目に触れる公共の場であることから、社会的規制も強く働いていた。しかし、遠方まで水を移動し、水源が不可視化されて「水と人の接点が、公の場からより私的な場へ移動」とすると、社会的規制も弱まる。「水の供給がより大きな行政体や専門的集団に移譲され」²⁹⁴ること、水の流れに対する人々の関心も薄らいでゆく。それが金銭を払って私的に水を購入する「水道」という水利用の近代的な形態をもたらす結果であり、金ですべて解決される(買ったものは私のもの)という感覚に陥ることになる(水利用の公共化と個別化)²⁹⁵。

この視点に立てば、「清涼飲料水」の利用とは、さらに一歩進んだ形態であるといえる。すなわち、「水道」という水利用の形態は、水源や水の流れが個人からほぼ完全にシャットアウトされているとはいえ、自治体が管轄するインフラを利用しているという点で、なお、かろうじて「公共的」であるが、清涼飲料水の購入と移動＝運搬と利用においてはそれすら失われ、水源も水の移動も利用もすべて外部からは不可視化され匿名化されたプライベートな領域に沈む「個別化」の究極の形態である。

水の利用にまつわる社会性が水道の普及によって希薄になり、水利用の「個別化」が進んだ究極の形態が、まさに明治期に華々しく登場した「平野水」(三ツ矢サイダーのルーツ)に象徴されるボトルングされた水、すなわち「清涼飲料水」といえるのではないだろうか。本県においては、明治20年代のラムネの移入と明治30年代の地場産ラムネの登場を経て、明治40年代にはより一層身近なものとなり、また地場産サイダーの製造も始まって、「清涼飲料水」は庶民の日常生活に浸透した。同時代に青森市では水道が開通している。飲み水の入手方法が多様化すると同時に個別化が進んだ時代であったといえる(5章)。

その一方で、清涼飲料水の利用には個別化によって失われた社会性を補う要素もあった。その一つが「サイダー」の利用形態である(4章)。本県では、明治40年代にはラムネの利用が日用的・庶民的な位置付けにあった一方、サイダーは集会、接客、贈答などの非日常の場面で用いられる高等(高級)飲料として認識され、また製造者もそのように宣伝した。つまり清涼飲料水は水利用の「個別化」である一方で、社交的な場において積極的に用いられ、人々の紐帯を強め社会性の構築を促す作用を持っていたのである。その水は、「同じ一つの瓶」(水源)から人々に分配され、分配される「水の動き」も、瓶もコップもガラスという素材によって可視化されたことは、近代水道の開通によって不可視化された水源と水の流れを、屋内に持ち込み、卓上で象徴的に再現するものでもあった。この意味でも、社交の場におけるサイダーの利用は、近代水道以前の水利用が持っていた社会的役割を、別の形で象徴的に回復する作用を併せ持っていた。

謝辞

本稿の執筆にあたり、数々の御教示ならびに資料の御提供をいただきました佐野静枝氏、佐野由加子氏、野戸谷早希子氏、山谷聖也氏に深く感謝申し上げます。

後注

- 2)拙稿2021「青森県における清涼飲料水の製造と普及(1)」『青森県立郷土館研究紀要』第45号,pp.45-150
- 3)竹内由紀子「清涼飲料」,および服部比呂美2013「炭酸飲料」(新谷尚紀、関沢まゆみ編2013『民俗小辞典 食』所収)pp.93-94
- 4)柳田國男1930『明治大正史世相篇』柳田國男1970定本柳田國男集第二十四卷p.179
- 5)渋沢敬三編1979『明治文化史』第12巻生活編「第三章 飲食と生活」(5)清涼飲料水(宮本常一執筆)pp.170-172
- 6)『新編 八戸市史 民俗編』pp.224-225
- 7)弘前市史編纂委員会編1973『弘前市史 明治・大正・昭和編』凡例 8)同上p.376
- 9)拙稿2023「青森県における清涼飲料水の製造と普及(3)」『青森県立郷土館研究紀要第47号』p.73
- 10)拙稿2021「青森県における清涼飲料水の製造と普及(1)」『青森県立郷土館研究紀要第45号』,2022「青森県における清涼飲料水の製造と普及(2)」『青森県立郷土館研究紀要第46号』,2023「青森県における清涼飲料水の製造と普及(3)」『青森県立郷土館研究紀要第47号』
- 11)八戸市博物館では、特別展「透明なうたかた ガラスびんに映った近現代」(2022年10月8日-11月23日)が開催され、本県や近隣諸県での遺跡の発掘に伴って出土した飲料瓶を含む多数のガラス瓶が「考古資料」として展示された。弘前大学では、考古学の実習の一環として行った大学構内の発掘調査で約80年前のコカ・コーラ瓶が出土し、「太平洋戦争後のアメリカ軍進駐などの軍事史に関わる史料」であると報じられている(「東奥日報」2022年8月4日「陸軍施設の遺構出土 弘大構内 コーラ瓶も」)。
- 12)佐野商店は酒類雑貨店として明治30(1897)年に創業した。
- 13)拙稿2021「青森県における清涼飲料水の製造と普及(1)」『青森県立郷土館研究紀要』第45号,pp.45-150
- 14)拙稿2022「青森県における清涼飲料水の製造と普及(2)」『青森県立郷土館研究紀要第46号』,pp.53-66
- 15)拙稿2023「青森県における清涼飲料水の製造と普及(3)」『青森県立郷土館研究紀要第47号』pp.61-94
- 16)明治32年 県令第12号「沸騰飲料水営業取締規則」
- 17)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.186を要約
- 18)西村甚作1935「シャンペン、サイダーの起源」(『東京清涼飲料水同業組合業界回顧史』掲載,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.95
- 19)同上
- 20)「飲みものあれこれ史 清涼飲料今昔物語／3 ラムネの歴史」,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.55
- 21)石川大次郎1935「明治24年頃」(東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』掲載,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.116-117
- 22)同上
- 23)渋沢敬三編1954『明治文化史』(第12巻 生活)第三章「飲食と生活」,第二節 開国が食生活に及ぼした影響,三 飲料と嗜好品,(5)清涼飲料水(宮本常一執筆)pp.173-174
- 24)「明治40年 わが国で初めて発売されたサイダー、それが三ツ矢サイダーです」(阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.1314)
- 25)『第五回内国勸業博覧会 審査報告』第五部巻之一 審査提要p.1
- 26)同上pp.22-23 27)同上p.4 28)同上pp.22-23
- 29)同上p.22 30)同上pp.22-23 31)同上pp.24 32)同上p.6
- 33)『東奥日報』明治39年7月20日「舶来缶詰と夏季飲料」
- 34)笹森貞二・森山泰太郎1975『なつかしの弘前』p.226(当該ページの執筆は森山氏)
- 35)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16
- 36)『東奥日報』明治37年7月13日 「進物用の珍菓」大町の野崎商店の事例、および『東奥日報』明治39年8月26日森永製菓広告
- 37)『東奥日報』明治39年7月20日 「舶来缶詰と夏季飲料」
- 38)拙稿2020「青森県における製氷と氷雪利用」(『青森県立郷土館研究紀要第44号』pp.87-124)、および明治39年7月9日『東奥日報』広告・小林周次郎(小林氷室)函館氷明治39年7月9日、『東奥日報』広告「函館氷室」「函館氷」
- 39)確認したのは『東奥日報』『弘前新聞』『奥南新報』『はちのへ』の4紙
- 40)『東奥日報』明治40年8月8日 「弘前夏の飲料」
- 41)『東奥日報』明治41年5月1日
- 42)『東奥日報』明治41年5月7日
- 43)『東奥日報』明治41年7月6日 「ダイヤモンド印シャンペンサイダー」(広告) 44)同上
- 45)『東奥日報』明治41年8月6日 「新製飲料葡萄酒」
- 46)シトロンとは、明治42(1909)年に大日本麦酒株式会社から発売された。レモン風味であるが、ラムネとの混同を避けるためにシトロンと名付けられたといわれる(日本食糧新聞社1967「ラムネから粉末まで」,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.166,および阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.17)。透明で鮮やかな黄色の飲料であると地元紙に報じられている『東奥日報』明治42年7月11日「シトロンの売出」。
- 47)『奥南新報』明治42年6月16日「シトロン」、『東奥日報』明治42年7月11日「シトロンの売出」大日本麦酒株式会社、『はちのへ』明治43年6月25日「石萬商店とシトロン」大日本麦酒株式会社、『奥南新報』明治43年6月28日「石萬商店のシトロン販売」大日本麦酒株式会社(改良新発売)、『はちのへ』明治43年7月1日(広告、改良のシトロン)、『奥南新報』明治43年7月10(広告、本年改良のシトロン)

- 48)『東奥日報』明治42年7月12日 「三ツ矢サイダー」(広告)
- 49)『はちのへ』明治44年7月10日 50)同上
- 51)『東奥日報』明治42年7月18日 「レモン入 旭印シヤンペンサイダー」(広告)
- 52)『東奥日報』明治43年7月18日 「赤線サイダーの発売」
- 53)金線サイダーは、横浜市蓬萊町の川岸に沿う形で屋上に実物型の広告塔が聳える工場で製造されていたが、明治44(1911)年には第3期拡張工事によって1年あたり120万ダースの製造が可能となった。このことが本県の地元紙『はちのへ』でも取り上げられている(『はちのへ』明治44年7月1日「金線サイダーの成功」)。八戸の特約販売店である工藤新助商店による広告でも、新工場完成をPRし「日本サイダー界の霸王」とであると謳う(『はちのへ』明治44年7月7日広告「金線サイダーの名譽」)。
- 54)『はちのへ』明治43年7月7日「金線サイダー」(広告),明治44年7月10日『東奥日報』「金線サイダー」(広告)
- 55)『奥南新報』明治43年5月16日広告、明治44年5月4日(景品付販売)
- 56)明治43年6月28日『奥南新報』 「石萬商店のシトロン販売」
- 57)シナルコとは、当時の広告によるとドイツの炭酸飲料で、帝国鉱泉株式会社が日本における販売や商標使用を独占的に認められ「三ツ矢平野水及天然炭酸瓦斯を以て壘詰したる」衛生飲料であるという。
- 58)明治44年『八戸便覧』、『はちのへ』明治44年9月1日(広告)
- 59)『奥南新報』明治44年4月25日
- 60)『奥南新報』明治45年6月16日
- 61)日本で会社制度の法制上の確立をみたのは、明治26(1893)年の商法施行によるが、その後日清戦争後の事業熱も加わり、地方でも各種会社企業の設立が活発化した。県内では、銀行業はもとより、三本木開発会社(明治27年)、弘盛合資会社(明治28年)、青森電灯株式会社(明治29年)、株式会社青森倉庫(明治29年)、弘前商業株式会社(32年)、株式会社弘前倉庫(32年)、津軽物産(32年)など、次々と会社が設立された(弘前市史編纂委員会編1973『弘前市史 明治・大正・昭和編』pp.295-297)。同書によると、明治32年に創業した青森ラムネ製造合資会社も、そのひとつである(同書p.296)。
- 62)新畑宮吉1935「明治31年頃」(東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』掲載,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.pp.122-123)
- 63)『東奥日報』明治40年8月6日 「櫻花印サイダーの着荷」,『東奥日報』明治41年5月7日「柳濱商会のサイダー」
- 64)佐野家文書「指令第2228」
- 65)拙稿2022「青森県における清涼飲料水の製造と普及(2)」『青森県立郷土館研究紀要第46号』,pp.53-66
- 66)越崎宗一1938「北海道に於ける清涼飲料水90年の沿革」阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.1194-1195,および越崎宗一1952『開拓使前後』p.192
- 67)越崎宗一1952『開拓使前後』p.193-194
- 68)越崎宗一1938「北海道に於ける清涼飲料水90年の沿革」阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.1194-1195
- 69)中村亀次郎1935「洋水舎をふりだしに」,東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.pp.121-122。「筆者注:仙台で明治31年頃にラムネの製造を開始した中村亀次郎氏がサイダーを造り始めたのは今から19年前の明治42年頃であった。香料などは横浜のノースレーから買ってみた」
- 70)拙稿2023「青森県における清涼飲料水の製造と普及(3)」『青森県立郷土館研究紀要第47号』pp.61-94
- 71)原田東風1905『諸種営業実地商業案内』pp.103-107
- 72)高谷繁太郎ほか編1917『青森県名鑑』p.73
- 73)原田東風1905『諸種営業実地商業案内』pp.103-107
- 74)商工省編1938『全国工場通覧』(昭和13年版,日刊工業新聞,p.1339)によれば、八、食料品工業,清涼飲料水製造業の項に「岩谷清涼飲料工場 青森県南津軽郡黒石町横町17 明治41年4月 サイダー 岩谷貞助」とあるが、それより前に発刊された『青森県統計書』大正9年版には「岩谷ラムネ製造所 南津軽郡黒石町 明治四十一年五月 ラムネ製造」とある。また、同大正10年版では「清涼水製造所 黒石町 明治四十一年 ラムネ製造」と記される。同大正8年版には店名が記されていないが「ラム子製造 明治四十一年五月」との記載がある。ここでは、より古い時代の記録である統計書の記述を採用して、創業は明治41年5月であるとした。また、『東奥日報』明治43年8月31日の「日韓併合記念広告-黒石町連合-」をみると、「米穀商 岩谷長之助 富士ラムネ製造元 岩谷貞助」と記されている。商品名は「富士ラムネ」であったことがわかる
- 75)青森県南津軽郡役所1911『南津軽郡是全』p.8
- 76)黒石市1988『黒石市史 通史編Ⅱ』pp.294-295 77)同上pp.295-298
- 78)岩谷家では二代目貞助が若くして亡くなったことから、三代目が貞助を襲名しており、貞助が二人いる。初代・長之助、二代目・貞助、三代目・貞助、四代目・光芳、五代目・信子(三代目貞助の長男の妻、1931-2012)、六代目・早希子(信子の娘、1931-)である(敬称略、2023年6月27日、子孫からの聞き取り)。
- 79)黒石市1988『黒石市史 通史編Ⅱ』pp.253
- 80)同上pp.465 81)同上pp.250

- 82)大正元年8月15日『東奥日報』「黒石よいとこ」
- 83)黒石市1988『黒石市史 通史編Ⅱ』pp.226-227
- 84)安西銚太郎編1913『烏城志』pp.243-244
- 85)同上p.58 86)同上p.60 87)同上p.54 88)同上p.60-62 89)同上p.60 90)同上p.243-244
- 91)岩谷家文書「就業届」「休業届」、および売掛の台帳より。岩谷家の子孫への聞き取りでは、ラムネの味について、「小さい頃から家のラムネだけを飲んでおり、他のラムネと比較することがなかったので、味の特徴はわからないが、現在販売されているプラスチック瓶のラムネに比べると、さっぱりした感じであったと思う」とのことであった。また、商圏については、「田舎館、尾上、平賀、浪岡などの南黒地域が商圏だと思う。手伝いで配達に行った記憶がある」とのことであった。
- 92)岩谷家文書
- 93)『東奥日報』明治41年7月2日 「清涼飲料水規則違反」
- 94)日本食糧新聞社1967「ラムネから粉末まで」、阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.167
- 95)『東奥日報』明治42年7月7日「青警の風俗衛生取締 不良ラムネ廃棄」記事は、6日午前10時、巡查立会のもと、浦町ラムネ製造会社が市内の各小売店から引き上げた不良ラムネ48本入33箱ほか20本合計1,604本を廃棄したという内容。この記事から、ラムネ1箱にあたり4ダース入っていたことがわかる。
- 96)農商務省商工局工務課編1909『工場通覧』p.1391
- 97)『東奥日報』明治42年7月23日 「五戸村清涼剤製造所新設」
- 98)『奥南新報』明治42年6月22日 「腐敗したるサイダーを売る」
- 99)『はちのへ』明治43年6月13日 広告、『はちのへ』明治43年6月25日 広告。2つの広告からは、次第に販売所が増えている様子がわかる。
- 100)『奥南新報』明治44年3月28日 「サイダーの製造販売」
- 101)『奥南新報』明治44年3月28日 鳳凰印シャンペンサイダー大売出し(広告)
- 102)明治44年4月13日『奥南新報』 「鳳凰サイダーの売店設置」、明治44年4月16日『奥南新報』 「盛んなりしサイダー売出し」
- 103)明治44年4月4日『奥南新報』 「鳳凰サイダーの売出し好況」、明治44年4月28日『奥南新報』 「鳳凰サイダーの好評」
- 104)明治44年4月16日『奥南新報』 鳳凰印シャンペンサイダー製造大売出し(広告)
- 105)商工興信合資会社編1912『商工興信録』p.58
- 106)笹沢魯羊1912『八戸町誌』p.53
- 107)明治44年7月22日『東奥日報』広告に「富士ラムネ シャンペンサイダー 製造元 岩谷貞助(黒石町)」とみえ、大正元年8月15日『東奥日報』 広告では「シャンペンサイダー ラムネ製造会社 岩谷 黒石浦町」と記される。明治43年の広告にはサイダーの記載がみられないことから、明治44年から製造販売を始めたものと考えられる。
- 108)岩谷家文書 大正三年「就業届」(写)、同「休業届」(写)
- 109)黒石市1988『黒石市史 通史編Ⅱ』pp.467-468
- 110)『はちのへ』明治43年5月4日 工藤新助 特約 三ツ矢サイダー(広告)
- 111)明治45年7月16日『東奥日報』 帝国鉱泉株式会社(広告)
- 112)『はちのへ』明治43年6月13日 三ツ矢サイダー(広告)
- 113)『はちのへ』明治44年8月10日 広告
- 114)『東奥日報』明治41年8月6日 「サイダー飲用者の注意」
- 115)『東奥日報』明治42年7月7日 「青警の風俗衛生取締不良ラムネ廃棄」
- 116)『東奥日報』明治42年7月28日 「不良ラムネ及焼酎」
- 117)『東奥日報』明治40年8月8日 「弘前夏の飲料」
- 118)『弘前新聞』明治40年7月16日 「科料」
- 119)『弘前新聞』明治40年8月20日 「不良ラムネの数」。
- 120)『東奥日報』明治43年8月15日 「衛生取締」
- 121)『奥南新報』明治42年6月22日 「腐敗したるサイダーを売る」
- 122)『東奥日報』明治41年7月2日 「清涼飲料水規則違反」
- 123)『東奥日報』明治40年8月8日 「弘前夏の飲料」
- 124)『東奥日報』明治41年8月6日 「サイダー飲用者の注意」
- 125)『はちのへ』明治43年6月25日 「石萬商店とシトロン」
- 126)『東奥日報』明治41年5月1日 青沼商会 チェリーサイダー(広告)
- 127)『弘前新聞』明治40年7月3日 「売出広告」
- 128)『はちのへ』明治43年8月4日 「三ツ矢サイダーの名誉」
- 129)『弘前新聞』明治40年7月3日 「売出広告」

- 130)『東奥日報』明治41年5月1日 青沼商会 チェリーサイダー(広告)
- 131)『東奥日報』明治41年7月6日 ダイヤモンド印シャンペンサイダー(広告)
- 132)『はちのへ』明治43年6月13日 三ツ矢サイダー(広告)
- 133)『東奥日報』明治45年7月26日 大日本麦酒株式会社(広告)
- 134)『奥南新報』明治43年6月28日 「石萬商店のシトロン販売」
- 135)『東奥日報』明治41年6月3日、『弘前新聞』明治40年7月16日 広告
- 136)『東奥日報』明治43年7月18日 「赤線サイダーの発売」
- 137)『はちのへ』明治43年8月4日 「三ツ矢サイダーの名誉」
- 138)『青森県統計書』明治30年から大正2年までの各巻のデータを集成してグラフ化したもの
- 139)『青森県統計書』明治32年から大正2年までの各巻のデータを集成してグラフ化したもの
- 140)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 141)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 142)『東奥日報』明治42年7月18日 広告
- 143)『はちのへ』明治43年6月25日 広告
- 144)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 145)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 146)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 147)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 148)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 149)『東奥日報』明治42年7月12日 広告
- 150)『東奥日報』明治43年7月18日 「赤線サイダーの発売」
- 151)『東奥日報』明治41年7月6日
- 152)『東奥日報』明治42年7月11日
- 153)『東奥日報』明治40年7月3日 広告
- 154)『東奥日報』明治40年7月3日 広告
- 155)『東奥日報』明治40年7月3日 広告
- 156)『弘前新聞』明治40年8月11日
- 157)『東奥日報』明治43年7月7日 広告、同44年7月10日 広告
- 158)『はちのへ』明治43年5月4日 広告
- 159)『東奥日報』明治43年6月7日 広告、同7月7日 広告、同44年7月10日 広告
- 160)『はちのへ』明治43年5月7日、同44年7月10日 広告
- 161)『はちのへ』明治44年9月1日 広告
- 162)『はちのへ』明治44年7月10日 広告
- 163)『はちのへ』明治43年6月25日 広告
- 164)『奥南新報』明治42年7月11日 広告
- 165)『奥南新報』明治42年7月11日 広告
- 166)『奥南新報』明治44年4月25日 広告
- 167)『奥南新報』明治44年6月16日 広告
- 168)『はちのへ』明治43年6月25日 広告 169)同上 170)同上 171)同上 172)同上 173)同上 174)同上 175)同上
- 176)週刊朝日編『値段の風俗史』(上)pp.267,272,292
- 177)拙稿2023「青森県における清涼飲料水の製造と普及(3)」『青森県立郷土館研究紀要第47号』p.93
- 178)石川大次郎1935「明治24年頃」,東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.116-117
- 179)越崎宗一1938「北海道に於ける清涼飲料水90年の沿革」阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.1194-1195
- 180)『東奥日報』明治41年5月21日 「サイダの小瓶詰」
- 181)越崎宗一1952『開拓使前後』p.188-189,『はちのへ』明治43年6月16日
- 182)西村甚作1935「シャンペン、サイダーの起源」『東京清涼飲料水同業組合業界回顧史』,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.p.96
- 183)『東奥日報』明治37年8月2日 「高等サイホーラム子」
- 184)『弘前新聞』明治40年8月13日 胃腸薬「ヘルプ」(広告)
- 185)『はちのへ』明治43年6月16日
- 186)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.117。関東大震災前までは丸箱48本(4ダース)入で、角箱はその後との証言もある(同書p.68)。

- 187)『東奥日報』明治42年7月7日 「青警の風俗衛生取締 不良ラムネ廃棄」。記事の詳細は、注95)参照。
- 188)『東奥日報』明治40年7月12日 「ラムネの売行」
- 189)『東奥日報』明治42年7月23日 「ラムネとサイダー売行」
- 190)『東奥日報』明治43年7月25日 「ラムネの製造」
- 191)『東奥日報』大正元年8月10日 「サイダーの売行」
- 192)『飲料商報』昭和9年10月号p.24-25の東北六県におけるサイダー・ラムネの移出量や、昭和6年の内務省衛生局による生産量のデータをみると、青森県は他県に比してラムネの生産・移出ともに抜きん出ている。
- 193)『東奥日報』明治42年7月18日 「弘前の朝日ラムネ」
- 194)簿冊をみると、注文数は圧倒的にラムネが多い。支払いは空き瓶数(飲んだ数)で請求していたようである。ラムネは1ダース28銭であった。ちなみに、明治34(1901)年頃の津軽地方では、ラムネ1本あたり3銭5厘、卸値2銭であったという。これは佐野商店への取材による証言として『陸奥新報』の記事に掲載されている。
- 『日本清涼飲料史』によれば、東京では、日露戦争ころのノース・レー商会からの卸値でラムネ1打[大 約12オンス入]75銭 [小]45銭、サイダ1打 75銭であったという(西村甚作1935「シャンペン、サイダーの起源」、『東京清涼飲料水同業組合業界回顧史』,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.96)。12オンス入[大]は、現在の約2倍の大きさの瓶。
- 195)『東奥日報』明治40年8月6日 「櫻花印サイダーの着荷」、同明治41年5月7日「柳濱商会のサイダー」、同左7月8日「柳濱商会の近況」
- 196)『東奥日報』明治40年8月8日 「弘前夏の飲料」
- 197)『はちのへ』明治43年5月7日「三ツ矢シャンペンサイダー」、『はちのへ』明治43年6月25日「石萬商店とシトロン」
- 198)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16-17に、「ラムネの組合を作った最初は明治40年である」との記述がある。大阪については、金森博1935「大阪清飲組合の創設時代」、東京清涼飲料水同業組合編1935『東京清涼飲料水同業組合業界回顧史』,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.127参照。
- 199)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16
- 200)東京清涼飲料水同業組合編1935『東京清涼飲料水同業組合業界回顧史』,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.132,および阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.17。ほかに一般社団法人全国清涼飲料連合会HPの「組合会員探訪#04・05 東京都清涼飲料協同組合」に、同組合の沿革が記されている(2024年1月6日参照)。
- 201)拙稿2023「青森県における清涼飲料水の製造と普及(3)」、『青森県立郷土館研究紀要第47号』
- 202)『東奥日報』明治41年8月3日 「園遊会雑観」
- 203)『東奥日報』明治44年7月9日 「深浦たより(四日)」
- 204)『東奥日報』明治42年7月17日。散歩する場所のない市民の多くが夕暮れ時になると濱町旧棧橋へ涼みに訪れ、海を渡ってくる涼風にあたっている。[略]午後8時ころ、西北方向に突然柄杓のような火の玉があらわれ、南の空のほうへと一閃ほどの尾を引いて消え失せた。夕涼みの人々は、「ソレ人魂だ幽霊だと口々に叫び罵り[大声で騒ぎ]つつ暫時ハ此の話にて橋上は持切りたりと」。
- 205)『東奥日報』明治43年7月18日 「赤線サイダーの発売」
- 206)拙稿2020「青森市(青森町)における明治中期の缶詰業」、『青森県立郷土館研究紀要第44号』p.81
- 207)『東奥日報』明治41年5月21日 「サイダの小瓶詰」
- 208)『東奥日報』明治44年8月29日 「小河原沼帰途」
- 209)『東奥日報』明治44年8月9日 「善知鳥丸の披露宴 湾内の初航行」
- 210)『東奥日報』明治45年7月31日 「権現崎の勝(三)」
- 211)『東奥日報』明治43年7月10日 「水源地視察(続)」
- 212)『東奥日報』明治45年7月9日「岩木山中の死体」
- 213)石井研堂1908『明治事物起源』p.399に、「ラムネの、西洋酒の部下に従ひて合戦する図あり」との説明とともに、明治6年4月の「撃剣図」が転載されている。
- 214)赤井達郎2005『菓子の文化誌』pp.141-142
- 215)『東奥日報』明治42年7月18日 レモン入 旭印シャンペンサイダー(広告)
- 216)柳田國男1930『明治大正史世相篇』,柳田國男1970定本柳田國男集第二十四卷p.179
- 217)『東奥日報』明治42年8月8日 「石油会社の招宴」
- 218)『東奥日報』明治44年8月21日 「市の記者招待会」
- 219)『東奥日報』明治44年8月21日 「三戸郡五戸女子同窓会」
- 220)『東奥日報』明治43年8月29日 「弘前特信(廿八日)」,「第二大成同窓会」
- 221)『東奥日報』明治41年8月17日 「南郡柏木町高小同窓会」、『東奥日報』明治41年8月18日「用捨箱」
- 222)柳田國男1930『明治大正史世相篇』,柳田國男1970定本柳田國男集第二十四卷p.179
- 223)『東奥日報』明治44年8月19日 「商況」,「サイダー(好況)」

- 224)『東奥日報』明治44年8月29日 「小河原沼帰途」
- 225)夏目漱石1910-1911『思ひ出す事など』,現代日本文学大系17『夏目漱石集(一)』pp.330-363 226)同上p.356
- 227)立石勝規2009『なぜ三ツ矢サイダーは生き残れたのかー夏目漱石、宮沢賢治が愛した「命の水」125年
- 228)『東奥日報』大正元年8月21日 タイトルなしの囲み記事「東津軽郡八甲田山中(以下略)」
- 229)『東奥日報』明治42年7月12日 三ツ矢サイダー(広告)
- 230)『東奥日報』明治42年8月3日 三ツ矢サイダー(広告) 「野崎洋物店 野崎洋物店 青森市大町三丁目」
- 231)『はちのへ』明治43年6月13日 三ツ矢サイダー(広告)
- 232)『はちのへ』明治44年8月10日 三ツ矢サイダー(広告)
- 233)『はちのへ』明治43年5月4日 工藤新助 特約 三ツ矢サイダー(広告)
- 234)『東奥日報』明治43年7月18日 「赤線サイダーの発売」
- 235)『東奥日報』明治45年7月16日 金線サイダー(広告)
- 236)『東奥日報』明治42年8月22日 「他県人の見たる青森」
- 237)『東奥日報』明治42年7月7日 「青警の風俗衛生取締 不潔物洗浄又は投棄」
- 238)『東奥日報』明治42年8月8日 「青森の表と裏 手の届かない南方面」
- 239)『東奥日報』明治43年7月1日 「水道も油断はならぬ」
- 240)『弘前新聞』明治40年8月15日 「弘前行」(承前)
- 241)『弘前新聞』明治38年7月8日 「富田心太の売行」
- 242)『弘前新聞』明治40年8月14日 「七日々」
- 243)『東奥日報』明治42年7月29日 「用捨箱」
- 244)『東奥日報』明治45年7月14日 胃腸薬「ヘルプ」(広告)
- 245)『弘前新聞』明治40年8月7日 「暑中の衛生」
- 246)『弘前新聞』明治40年8月11日 胃腸薬「ヘルプ」(広告)
- 247)『弘前新聞』明治40年8月13日 胃腸薬「ヘルプ」(広告)
- 248)『東奥日報』明治42年7月2日 「樽箱」
- 249)『東奥日報』明治41年7月6日 「家庭」「飲料水清浄法」
- 250)『東奥日報』明治41年6月26日 「水道講話」
- 251)『弘前新聞』明治40年7月9日 「簡便水濃器」(広告)、『東奥日報』明治42年7月11日「鈴木式濾過器」(広告)
- 252)『東奥日報』明治43年7月1日 「水道も油断はならぬ」 253)同上
- 254)嘉田由紀子「水利用の変化と水のイメージ-湖岸域の水利用調査より」鳥越皓之・嘉田由紀子編1984『水と人の環境史』p.210-221
- 255)青森市の水道敷設については青森市史編集委員会編2014『新青森市史』通史編第三卷近代pp.325-328(宮本利行執筆)が参考になる。
- 256)拙稿2023「青森県における清涼飲料水の製造と普及(3)」『青森県立郷土館研究紀要第47号』pp.61-94
- 257)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.25
- 258)同書pp.603-612 259)同書pp.607-608 260)同書pp.609-610 261)同書pp.610-611 262)同書pp.611-612 263)同書pp.26-29
- 264)同書p.27 265)同書p.30 266)同書pp.30-55 267)同書pp.57-58 268)同書p.61 269)同書p.62 270)同書p.64
- 271)同書pp.68-114 272)同書pp.114-123 273)同書p.136 274)同書p.133 275)同書p.57 276)同書p.142 277)同書p.152
- 278)同書p.153 279)同書pp.154-155 280)同書p.16 281)同書p.186
- 282)函館市史編さん室1990『函館市史 通史編第2巻』533
- 283)『弘前新聞』明治40年7月13日 「羽黒様の大賑わひ」。記事によると、旧暦6月2日が例祭で、通夜する人や、早朝から瓢箪を背負って参詣に赴く人も多かったという。日用の飲み水として現在も利用されている。
- 284)弘前市史編纂委員会編1973『弘前市史 明治・大正・昭和編』pp.219-220
- 285)八戸市水道部1978『はちのへ水物語』pp.98-99 286)同上pp.113
- 287)『東奥日報』明治41年8月11日 「蟹田村だより」
- 288)古川彰「川と井戸と湖 湖岸集落の伝統的用排水」,鳥越皓之・嘉田由紀子編1984『水と人の環境史』p.242-243
- 289)『東奥日報』明治42年8月22日 「他県人の見たる青森」
- 290)嘉田由紀子「飲用水」,新谷尚紀、関沢まゆみ編2013『民俗小辞典 食』p.88
- 291)川添登1982『裏側からみた都市 生活史的に』pp.158-159 292)同上pp.159-160
- 293)『東奥日報』明治41年7月6日 「家庭」「飲料水清浄法」
- 294)嘉田由紀子「水利用の変化と水のイメージ-湖岸域の水利用調査より」鳥越皓之・嘉田由紀子編1984『水と人の環境史』p.237
- 295)同上 pp.220-221